

白井市障害者計画等策定委員会平成 27 年度第 9 回会議 会議要録

1. 開催日時 平成 27 年 8 月 17 日（月） 午後 2 時 00 分より
2. 開催場所 保健福祉センター 2 階 研修室
3. 出席者 竹原委員、林委員、吉田委員、亀山委員、黒澤委員、福岡委員、中村委員、梨本委員、宮沢委員、鶴岡委員、松本委員、堀切委員、吉武委員、高柳委員
4. 欠席者 1 名（上野委員）
5. 事務局 岡本課長、日野
6. 傍聴者 0 名
7. 議題
 - ①「第 8 回策定委員会 会議要録」について
 - ②「障害」の表記について
 - ③白井市障害福祉プランの進行管理について
 - ④障害者計画（素案）について
 - ⑤その他

8. 資料

- ① 白井市障害者計画等策定委員会平成 27 年度第 8 回会議 会議要録（資料 1）
- ② 「障害」の表記について（資料 2）
- ③ 白井市障害福祉プランの進行管理について（調書のまとめ）（資料 3）
- ④ 白井市障害者計画（素案）（資料 4）
- ⑤ 障がいがある人等の状況（当日資料 1）
- ⑥ 「新計画の成り立ちと課題」（当日資料 2）
- ⑦ 障害者計画策定に関するパブリック・コメントの実施（当日資料 3）

9. 議 事

◇開 会（事務局より）

◇事務局からの報告事

- ・出席者および配付資料の確認

◇第 9 回白井市障害者計画等策定委員会

1 委員長あいさつ

- ・竹原委員長からあいさつがあった。〔大要〕

皆さん、こんにちは。本日はお足元が悪いなかお越しいただき、ありがとうございます。私、ご案内のとおり、大学で教員をしております。教育の目的について学生と話をしたりするのですが、なかなか返ってこないです。よくよく考えてみると、共に生きる力が目的なのかなと思い至り、もしかしたら社会そのものの目的も同じなのではという気がしております。今回のこの障害者計画の多分大きな目的というのは

共生社会の実現なのですが、障害者基本法もそうですけれども、当然策定の経過につきましては、子どもさんからお年寄りから、障害の有る無しにかかわらず、みんなが参加をして作っていく、そのことが非常に大事なのかなと感じております。会議は今日を含めあと4回と僅かな回数ですが、皆様の積極的なご意見を賜りたく思っております。よろしくお願いいたします。

2 議題

(1)「第8回策定委員会 会議要録」について

- ・事務局より資料1の説明があった。

委員長 前回の会議要録ということで、欠席の人数について訂正の報告が事務局からありましたが、それ以外に委員の皆様方でお気づきの点がありましたらいただきたいと思います。もしご意見がなければ、これでもって情報公開をさせていただくということによろしいでしょうか。

委員 (承認)

委員長 では、議題1につきましてはこれで終了させていただきます。

(2)「障害」の表記について

- ・事務局より資料2について説明があった。

委員長 ただいま事務局の方から、白井市障害者計画については第4期障害福祉計画の表記と同様に、障害の「害」を平仮名にした表記にしたいとの説明がありました。この件についてご意見のある方は頂戴したいと思います。

委員 それぞれ調べられたうえで、なおかつ市役所の中でお話をされたうえで決定されるということで、私はよろしいかと思います。そこで一つだけ注意しなければならないのは、これは所管課の社会福祉課だけがやればいいというものではないのです。これ、もう明日から市役所の中の全庁、全課でこれを徹底しないといけないのですよ。ばらばらはみっともないです。このように決まった経緯とともに何か疑問があった場合の窓口になる課の周知はきちんとした方がよろしいかと思います。

事務局 例えばただいま私が属しているところが社会福祉課障害福祉班で、やはり「害」という漢字を使っているのですが、今すぐその「害」を平仮名に変えとか、そういうことは組織の関係とかありますので今すぐは無理かもしれませんが、その点についてもその部局の方にお話をさせていただきたいとは考えます。

委員 私が申し上げたのは、組織の名前を変えとかそういうことではなくて、要するに文書として主に外に出される場合、いろんな課から出される文書は庁内できちんと約束事を守ってくださいという、そういうことを徹底した方が良い、そういうことを申し上げたのです。

事務局 ありがとうございます。すぐというわけにはいかないと思いますが、この計画自体が今年度いっぱいかけて立てる計画になっていますので、4月からそうなるように努力したいと思います。

委員長 当然、組織となると条例でもって名称が決まっているわけですから、そんなに簡単に変更するということは難しいとは思いますが、できる限り支障のない範囲で「障害」の「害」を平仮名に統一する形で作業の方、庁内の方の調整をしていただければと思います。

では、他に意見がないようですので議題2を終了させていただきます。

(3) 白井市障害福祉プランの進行管理について

- ・ 事務局より資料3について説明があった。

委員長 私からの質問で恐縮だが、ただ単に計画を作るのではなくて、これをどうやって実際に具体的に動かしていくかという方が非常に大事だと思っています。今回のこの障害者計画を見ても、最後のところに PLAN、Do、CHECK、ACT というふうに PDCA サイクルが書かれていますので、もし可能であれば、この進捗状況について大きな特徴だとか、その原因だとか、今後のことなどをこの障害者計画に反映していく、そのためのこの議題だと思っている。ご検討いただければ有難い。

事務局 この進行管理につきましては、市としてやるべきものはほぼしてきているのですが、例えば職員の研修の機会とか障害者理解の啓発等の事業については実施されていないというところがありましたので、この部分については次の計画ではより力を入れて実施していかなければならない事業になると思っています。また、防災知識の普及の中で個別支援計画を策定する必要があり準備に時間を要していたが、今後10年間の計画の中ではやはりこの個別支援計画の策定に力を入れて推進しなければいけないと考えている。廃止になった事業の歯科診療については、この保健福祉センターの中に歯科診療室があったのですが、今実は施されていないのではないかと記憶しております。

私もこの進行管理の表を作成しながら、やはり市の職員として障がい者理解に対する研修等がなかったことについては、これから障がい者の方も皆と一緒に、共に参加していく社会をめざす上で、抜けていた部分であったと思います。

委員長 ではこれについてご意見があればどうぞ。

委員 まず、この資料は項目を探すのが大変であるので次回から目次を付けると良いと思います。3点ありますが、一点目は、1ページの「保健福祉総合相談の実施」についての感想です。実施内容を見ると「障がいや難病との対応」で23年度148件、全体では590件。それが26年度だと全体が880件。全体では2割、3割増えているだけだけれども、障がい者の方は299件であり、23年度から3年間で2倍になっているのです。2ページの「相談支援体制の充実」で高齢

者の相談支援延件数が 23 年度で 904 件、26 年度で 1,800 であり高齢者の相談件数も 2 倍に増えています。このように 2 倍増えているというのは、やはりそれは時代柄当然なことで、相談の内容を生かして応えていくかということは大変なことです、これをみてわかることは高齢者の方も障がい者の方も市役所を頼りにしているということです。このように毎年集計しているのはとても良いことだと思います。

2 点目は、6 ページ「介護給付・訓練等給付事業の推進」の「自立支援給付サービス支給決定者数」についてです。ここでは 23 年度は 320 人、26 年度には 220 人と減ってしまっています。この理由をご説明頂きたい。特に、施設を利用する場合は「日中活動系サービス」になるのだが、その人数が 280 人から 110 人程度減っているのだけれども、なぜ 3 年間で数字が大きく変わったのでしょうか。短期入所をみると 23 年度は 69 人、26 年度が 70 人なのでほぼ同じですが、一番利用するという日中活動系で少ないというのはなぜなのでしょう。

事務局 今のお話なのですが、23 年度については日中活動系のサービス 280 人のうち、190 人が児童に関わる部分で、24 年から児童の分についてはここに計上しないという形に変わりましたので減少した形になっております。

委 員 そうすると、その児童の分を除くとほぼ同じぐらいの人数だったというふうに理解していいわけですか。

事務局 はい。23 年については児童のデイサービスが含まれているというように聞きました。

委 員 わかりました。ではそうすると今度は、その 3 年間に希望者が全然増えなかったのかという疑問がでてきました。相談にできるだけ対応することで、この日中活動系の数字が段々増えてくるのではないかなと思ったものですから質問しました。

3 点目は虐待についてです。26 ページの「高齢者・障がい者の虐待防止対策」の「虐待に対する相談支援」の件数を見ると 23 年度 276 件、26 年度は 311 件とうことですが、白井市では市内の事業所さん含めて虐待が新聞で報道されたのを見たことがない。もし新聞には載らなかった虐待などを把握してるならば、差し障りのない範囲でお話をうかがいたい。

事務局 こちらは地域包括支援センターの中にあります虐待に対する相談支援という形になりますので、恐らく高齢者に対する相談支援の件数ではないかと思えます。市では暴力対策ネットワーク会議というもので、高齢者はじめ障がい者、児童などを含めた様々なケースのご相談について関係担当課の職員が集まって打合せとかケース会議などをやっているのですが、全部含めて 300 件ほど相談が寄せられています。その中では、身体で暴力やネグレクト、精神的な暴力についての相談が多くを占めています。その関係で軽易なものについては相談の段階で対応するものもあり、ある程度複合したものであれば関係課の職員が集まってケース会議を進めて、そのケースについてどこの課はどういったことが対応できるかなどを話し合っています。

- 委員 分かりました。地域包括支援センターだから主に高齢者の方の窓口になっているところだから、例えば若い障がい者の方は、例えば1ページにある保健福祉相談室のようなところに相談に来るということもあり得るということですよ。件数的には出ていないですが。
- 事務局 障害者虐待防止センターで、社会福祉課が窓口という形でセンター機能を持っています。障がいの方に対する虐待かもしれないという相談はやはり年間何件か来ており、身体的な虐待については相談を受けた実績があります。施設の方からであるとか、あるいは一般の方がどこかの公園で親ごさんの接し方を見て通報しているケースも中にはあります。
- 委員 分かりました。とにかくそんなに大きな問題は特にはなかったと考えてよいわけですね。
- 事務局 はい。現状、特に報道されるようなレベルのということではありません。
- 委員長 ほかの委員の方々に何かありますか。
- 委員 6ページの「指定障害福祉サービス等の充実」の下「福祉施設整備推進事業」について23年度の時点でうちはもう共同作業所ではありませんでした。24年度からは精神で地域活動支援センターはないのです。もう就労支援Bになっているので運営費の補助なんてもらっていないのです。
- 事務局 こちらの間違いだと思います。申し訳ありません。
- 委員 これは結構大きい間違いだと思います。それともう一つ、就労のことにに関してなのですけれども。14ページについて「障害者雇用に対する理解の促進」と「連携の促進」というのがあって、担当課が商工振興課になっているけれども、これはないと思います。実際、商工振興課は障がいについては「障害福祉課へ行ってください」しか言わないですから。少なくとも私が確認した25年度まではなっていないはずなのに、ずっとそうになっている。これはないと思います。今は就労支援員の人が、もし商工振興課に障がい者の人が来たら情報をすぐ回してもらおうようにしたとは言っていました、商工振興課が主体になってというのは、ほぼやっていないと思います。
- 事務局 この部署につきましたの進行管理は、商工振興課から出していただいたものになります。
- 委員 そうであれば、商工振興課はどこでやっているのだろうと、私としては伺いたいです。
- 事務局 そうしましたら、こちらの部分については再度商工振興課に確認いたします。
- 委員 また、23年ぐらいから障害福祉課に就労支援員を置いているということをもむしろ書いた方がよいと思うのです。
- 事務局 15ページの「公共機関における障害者雇用の推進」というところで、社会福祉課と総務課にあるのですが、そこで就労支援員による関係機関訪問、一般企業の職場実習というところでは就労支援員のことについて記載があります。
- 委員 就労支援でもやっているのですよね。それでついでに言えば、15ページの「就労・生活支援機能の整備」というところにあるように、相談支援事業所で指導

をやっているのですが、今の状況ではなかなか手が回らないと思います。だから就労支援員さんの仕事の方が今は大きくなっていると思います。この辺は分けた方が良いと思います。

委員長 よろしいですか。商工振興課への確認と、書き方も含めて点検をしていただければと思います。ほかにいかがでしょうか。

委員 教えていただきたいことがあります。先ほど事務局が資料説明で研修のプログラムが障がい者理解を深めるために必要であったけれども、今回少なかったという反省を述べられたと思うのですが、研修を受ける対象者を教えていただきたいです。

事務局 「障害者理解の啓発促進」については、研修については市の職員を対象としたものです。なおかつ職員等の研修機会の充実については、総務課および社会福祉課では市の職員、教育センター室では教職員を対象に研修を行うということで事業として計画に載せています。

委員長 他に何かありますか。

委員 1 ページ目の「訪問相談体制の充実」というところについてです。以前お話したこともあるかと思いますが、例えば精神の場合であると引きこもり気味のである割合が多く、そういう人たちほど本当はさまざまな福祉サービスを必要としているにもかかわらず、全く受けていないというのが実情です。そういう所に訪問系のサービスを充実させるような体制を確立することによって、これまで福祉の手が伸びていなかった引きこもり者に対してどのようにアプローチしていくかということが大きな課題の一つと認識しております。恐らくここでいろいろ実績として挙げられているのは直轄で対応された件数だと思うのです。市としてどのように引きこもっている方を把握して、どのようにシステムティックに進めていくのかお伺いできればと思います。

もう一つは、3 ページ目の「障害者ケアマネジメントの確立」というところですが、既に福祉サービスを受けられている方はこういったケアマネジメントの何らかを受けて福祉サービスに繋がっているわけなのですが、福祉サービスに繋がっていない方に対してはどうするのですか。単に業者に委託したから、それで行政としては一応の取り組みはやっているというだけでは、恐らく先に進まない人たちが相当残されてしまうのではないかと懸念されます。

委員長 ありがとうございます。恐らく本当はサービスを本来利用すべき人が全く繋がっていないとか、制度の情報が行っていないということは相当多いのかなという気がします。あくまで想定ですが。恐らく実績値に出ているのは、それなりに情報が分かってご自分で相談に来たりとか、既にサービスを利用されている方の数字ですよね。これ以外の方で、本当に引きこもっているという方についてどう取り組んでいくというようなことも、一つ大きな課題になるのかなと。その辺り、事務局の方から何かあれば。

委員 補足させていただきます。例えば私の息子のケースで言いますと、10 年ぐらい引きこもっていたわけなのですが、市の職員の方からのサジェスチョ

ンもありまして、訪問系の訪問看護のサービスの利用に踏み切ったわけです。それに移行するために若干市の職員の方をいろいろと煩わせたわけなのですが、何とか業者に結びついて、最初のころは2週間に1回、今は1か月に1回ですが、少なくとも外部の人との接点を持つ関係ができたのです。うちの息子だけではなくて、恐らくそういう方は少なくないと思います。そうした実態を把握できるのであれば、それは一応取り組みの実績ですから、そういったものも是非この場で取り上げていただきたい。要はシステムティックに進める体制をきちんとやってほしいということなのです。

事務局 確かに今、おっしゃったとおり、障害福祉サービスが本来利用すべき方に結び付いていないというのは、やはり課題だと思います。良い方法がすぐには思いつきませんが、皆様から何か良い方法があれば教えていただき、それに向けて取り組んでいきたいと思っております。

委 員 くだいなのですが、私が申し上げたいのは、要は、市は直轄だけでなく当然そういった委託業者も活用しながら行政目的を達成するわけですから、全体の総合マネジメントを行っているということですよね。業者に繋いでサービスを実現した、それでお終いというのではなくて、それによって何名、どういった現実的な成果に結びついているのかというところまで市の方で把握していただきたいということです。

事務局 なるべくそのような形で提供できればと思いますので、検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 ほかの委員の方で何かありますか。もしよろしければ、次の障害者計画素案の説明を聴く中で、この進行管理について皆さんのお気づきの点等ありましたら、素案の該当するところで改めてご意見をいただければと思います。

（４）障害者計画（素案）について

- ・ 事務局より、資料４、当日資料１について説明があった。

委員長 今事務局から説明がありましたけれども、今後の予定でパブコメをされるが、それまでに委員会というのは設定されているのでしょうか。

事務局 この後パブコメの準備に入らせていただきたいと思います。

委員長 そうしますと、この委員会で素案に対するご意見等は本日が最後、もしくはある程度の期間で事務局の方にご意見を出せるとか、そういうところなのですか。

事務局 はい。

委員長 実質、本日は素案について固める最後の委員会ということですので、皆様方、先ほどの進行管理で不完全燃焼の方も含めて、この素案についてご意見をいただけたらと思いますけれども。

委 員 本日配られました１枚物の「新計画の成り立ち」、これは追加でどこかのページに入るのですか。この説明はありましたか。

事務局 この「新計画の成り立ちと課題」については、素案の中に入るものではなくて、

現行計画と新しい計画、なぜこういうように作られていくのかというのを一覧にまとめたものになっております。このあと説明をしようと思っていたところなのですが、ご質問がありましたのでここでご説明申し上げます。

- ・ 事務局より、当日資料 2 について説明があった。

委 員 わかりました。市長の挨拶文を掲載する際には氏名を間違えないようにしてほしいと思います。それと 47 ページの「整備法」について具体的に何々の整備法と書いておいてほしいです。また 34 ページ「補装具費の支給」で新規事業を表す C という表示になっています。身体障がい者の方が何か補装具を買ったときに費用が出るわけですが、これは今までなかったのですか。

事務局 この「補装具費の支給」というのは今までの計画書には載っていなかったもので、この計画書に初めて載せたので C という表現をさせていただいています。

委 員 約 10 年前の第 1 回策定時にはこういうものがなかったということですか。

事務局 はい。

委 員 そうすると、ここに C が結構あるのですが、すべてが 28 年から新たに始めるということではなくて、既に現行の制度上そういうものがあるのだけれども、第 1 期の計画には載っていないので C という形で出てきている、そういうふう to 考えるということ。

事務局 はい。例えば 32 ページの「投票のしやすい環境の整備」という事業では、選挙管理委員会でも既に各投票所にスロープ等の設置をして投票しやすいようにしておりますが、前の計画、障害福祉プランには載っていなかったので今回 C という表記で載せさせていただいております。

委 員 それでは、28 ページの一番上に星印があって A、B、C についての説明がありますよね。C についてはそのように説明をした方が良いと思います。

委 員 いくつかあるのですが、まず一つずつ行きます。21 ページの「計画の目標像」。キャッチフレーズなのですが、先ほど「快活に」という趣旨は説明頂きよく分かりました。分かったうえで、なおかつそれを削除を願いたい。というのは、語呂が悪すぎる。「ともに生き、ともに参加する」なら語呂が非常に良いのだけれども、「ともに快活に参加する」となると語呂が悪い。だからこれは削除してほしいと思います。

事務局 この策定委員会の中で、ない方が通りが良い、言葉として分かりやすいということであれば削除することはできます。

委員長 これは目標像ですから非常に大きな部分かと思います。「ともに快活に」の「快活に」がくどいので、これを削除した方が分かりやすい、読みやすいということで、この委員会としての意見ということでまとめてもよろしいですか。それともやはり残した方が良いですか。ないようでしたら、委員会とすれば「ともに生き、ともに参加する地域」という形で素案の方をご検討いただければということをお願いをさせていただきたいと思います。

委 員 目標像として 21 ページには「参加する地域」となって、それで 24 ページの「計画の展開」の目標像は「地域づくり」となっているのですが、計画の展開

の目標像の「地域づくり」の「づくり」は要らないわけですね。

事務局 申し訳ございません。消し忘れです。

委 員 企画課で、今第5次総合計画作っておられるでしょう。そのメインにこの「快活」という言葉を使っているのですが、各個別計画を作る際には必ずこの「快活」というものを大きなテーマに必ず入れなさいという指示などがあればここで判断できない場合もあるかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 企画政策課では使っても良いですよというお話ではありますが、使わなくてはいけないということは言われておりません。策定委員会の中でキャッチフレーズを変更することもありますとお話はしております。

委 員 分かりました。

委員長 他に何かございますか。

委 員 15 ページのアンケート調査の要点のグラフについて、人権を損なう扱いを受けた経験は、精神の方も非常にたくさんあるのです。ですから、ここでは身体と知的だけ書かれているのですけれども、問 17 で精神がありますから精神の方も合わせて書いていただいた方が良いのではないかなと思います。

事務局 今の 15 ページの部分については調査票によって若干その選択肢が違うという部分もありましたので、今回この素案の中では身体と知的を掲載しましたが、この選択肢は何%であったというような載せ方であれば特に問題ないと思いますので、それについては載せるような形で考えていきたいと思います。

委 員 これで傷付いている精神障がい者がいるのですから、できれば載せていただきたいと思います。本当は 13 ページの「情報収集、相談に際して困ること」というところ、身体障がい、知的障がい者だけ書かれていまして、精神の方は若干表現が違い、しかも選択肢も違うので載せづらかったのだと思います。実は 34 ページの上段で、私が載せてもらいたいと思っているもの今回既に入っておりますので、ここでも良いかなと思ったりしているのですが。本当は精神障がい者も情報収集や福祉サービスを利用するに際して困っていることがたくさんあります。一連の関連事項としてここに記載した方が実情が分かるかなと私は個人的に思ったのですけれども。ただ、同じ項目が 34 ページに記載されているので良いかなとも思いました。

34 ページ開けていただいたので、ついでに言いますけれども、ここの「指定障害福祉サービス等の充実」というのが、35 ページの方で「本計画ではその詳細、具体的な対応については掲載しないこととします」としてあり、これは逃げてしまっているということじゃないですか。福祉計画の実施計画の方を見ると、市内に事業所を呼びますなど書いていて、じゃあ具体的にどうするのかということになると、ここで書きませんという言い方。これ、計画として私たちは使えないと思います。例えば施策と事業のところでも、「指定障害福祉サービスの推進」で指定障害福祉サービス事業の推進を図りますと言っているけれども、図りますと書くことだけでは絶対に具体的にならないのです。だからどんな誘致制度を作りますとか、そういう裏付けがない限りほとんど進まないわけです。

それから、次の「地域生活支援拠点の整備」と言いますが、地域生活支援拠点というのは一体何のことかなど。具体的にどんなものを整備していきたいと思っているのか、これだけでは読んでも分からないです。

それから元に戻るけれども、28 ページの「相談・支援体制の充実」のところで、結局ここの相談支援というのは利用計画の相談をメインに考えているのですよね。だけど、前から言っているように一般相談の充実ということがすごく大事で、そこのところはどうするでしょうか。

もう一つ、些細なことですが、29 ページで「サービス情報の周知」というので携帯電話向けホームページとか、携帯電話をみんな持っているという前提なのだけれども、生活保護の人などは携帯を持っていないのです。特に利用者にとって必要な情報だったら、もうちょっとそうではないやり方もあるのではないかなと思います。あとは全体に現状と課題というのでずっと字がいっぱい書いてあるのだけれども、読みづらいのでせめて段落をもう少し開けて読みやすくしてほしいです。

事務局 順番にやらせていただきたいと思います。まず 35 ページのなお書きの部分になりますが、昨年お作りいただいた障害福祉計画と今回策定をします障害者計画の関係も踏まえて説明させていただきます。障害者計画という部分で大きな進むべき方向を作らせていただいて、それに基づく個々の目標というのが障害福祉計画なのであり、本来は一緒に作るべきだったのですが順番が逆になってしまいまして、いわゆる実施計画レベルの障害福祉計画の方を先に作らざるを得ない状況でありました。その関係で個々のサービスについては昨年の障害福祉計画の方で具体的な内容は記載してあるので、それを参照するように記載させていただいている状況になります。この中で、例えば先ほどご説明をさせていただいたのですが、主な取り組みなどについては市の実施計画に載っている事業をメインにここに載せさせていただいていますので、それに載っていない事業がある場合についてはご意見いただければ、当然記載を検討していきたいと思います。相談支援の部分ですが、その一般相談をどうやって考えていくか。ここで言う「相談・支援体制の充実」という部分については計画相談の部分なのですが、では一般相談についてどういう載せ方になるかと思いますがけれども、この現状と課題とか、主な取り組みの中で載せられない部分、福祉避難所であるとかそういった部分も載せきれない部分というのがいろいろ出てくると思います。前回は 1 冊で合法された計画が 10 年前にはあったのですが、これからは 2 冊を見ていただくという形にならざるを得ない状況になりますので、障害者計画を見た方については、ではその部分については障害福祉計画を見てほしいというような形で載せさせていただいたというような形でございます。とりあえず私の方からは以上になります。

委員 もう 1 回質問しますが、福祉計画の方で具体的に数字は挙げてあるのです。指定障害福祉サービス等の見込みと書いてあって、どこにもサービス量確保のための方策としては、市内への新たな事業者の参入を促進していきます、

日中活動系サービスの生活介護、自立訓練、それから就労移行についても就労継続支援についても、全部そうやって書いてあります。このときに多分私、もう少し具体的に聞いたような気もするのですけれども、そうしたらそれは計画の方でちゃんと書くと。施策として書くと言われたのですよ。それが施策として書いてあるのが具体的なものは掲載しませんというのですから、からっぽじゃないですか。推進策を作らなければしょうがないと思います。

事務局 そこら辺で、例えば事業所を新たに呼ぶ方法であるとか、それについて補助について考えていくという部分については、現状の中だと実施計画にも何も載っていない状況なので、今載せていない部分という形になります。先ほども説明しましたけれども、それに載っていない中で、例えば補助制度を当然考えていくべきだということであれば、私もそれは考えていくべきだと思います。では、それをどういうふうに載せるかという部分で、例えば第4章という形でお示しさせていただいている具体的な取り組みの内容というほかに、目指すべきものとして、補助に関する検討をしていくであるとか、施設の誘致を図るための方法を考えるなどという形で、この部分とはまた別な形で載せさせていただけるような方向は考えたいと思います。

委員 どこへでしょう。この計画の中にですか。

事務局 載せ方についてどのような形でやるのかという形で、当然それは考えていかなければいけないことだと思います。どのような書き込みができるかについては、10年前の計画でも確か重点施策という形で、今後10年間でいくつかの項目を目指して進んでいきますという内容を記載しました。その中で10年前はグループホームを作りますという記載があり、10年経ってやっと一つ形にはなっています。書いてあってもなかなか進まない事業という部分も多々ありますが、目指すべきものは載せていくべきだと思います。ただ、どれを載せていくかという部分については、委員の皆様からご意見をいただければと思います。ご意見をいただければ、それについて検討させていただき、パブリック・コメントに間に合えば載せたいと思います。例えば相談を多くしていくためには、施設をやっていくために市はどんなことを考えていくべきという部分でご意見をいただければ、そういった部分も含めて目指す主な主要施策みたいな形で、載せ方も含め検討させていただきたいと思います。

委員 そうすると、言わなければ載らないというのは当然のことかもしれないけれども、本来あるべきことが抜けているときに、誰かに言われなきゃ載せませんと言われたら、それも非常に責任が重いですね。ここで今見せてもらっているのは言わば素案と言っても本当の素案で、これはまだまだ補って埋めていかなければいけないものとして考えればいいのか、これは一応素案とは言え、整ったとして私たちに見せられたのか。私は後者だと思って今言っているのですが、この素案の位置付けがこうなると分かります。

委員長 35 ページのところについては、具体的な見込み利用については障害福祉計画を参照くださいで良いと思うのですが、障害福祉計画では数値の記載はあって

も、具体的なサービス量の確保については記載がありません。今、市の方から第4章もしくは新しく章を立てて、いわゆる事業所参入だとかも含めて、市としてどのようにサービス量を確保していくのかということを素案に入れ込むというお話がありましたので、その方向でご検討いただくという理解でよろしいですか。ついでに、35ページの「掲載しないこととします」というのは取ってしまった方が良いと思います。具体的は見込み量については障害福祉計画で策定済みである、など表現を変えても良いかと思います。

事務局 書き込みの方法は検討し修正させていただければと思います。

委員 よろしいですか。私の方からは、計画自体ではないのですが、文章の表現について気になるところが2点あります。30ページの「権利擁護体制の充実」の冒頭、1行目が「障がいのある人が住み慣れた地域で安全に暮らしていけるためには」のこの「いける」という言葉ですが、どうも障害があるうえに安全に地域で暮らしていけないという困難さを強調しすぎかなと思いました。これは「暮らしていくためには」という表現の方がすんなりいくかなと思います。それからもう一つ、いろんなところで「人」と「方（かた）」という表現が混在しているのです。これは何か意味を持たせて「方」と「人」の表現を変えているのでしょうか。今ほとんど「人」という表現を使っていると思うので、この混在した表現は「人」というふうに全部統一した方が文章が読みやすいのではないかなと感じています。また、ここ間違っているのではないのというような表現、カッコ付けも変だなというところがあるので、もう一度見直していただきたいなと思いました。

委員長 ありがとうございます。2点ほど表現等につきましてご指摘いただきましたけれども、事務局の方でご検討いただければと思います。

事務局 すみません、文章の方については再度確認をさせていただきたいと思います。1点、「人」と「方」なんですけれども、基本的には「人」を使わせていただいているのですが、例えば「このサービスを受給している方」とかそういった場合は「方」ということを使っている部分もあります。「受給している人」でも問題ないかと思いますので統一していきたいと思います。

委員長 他に何かありますか。

委員 42ページの「福祉的就労の場として平成27年度現在、『身体障害者福祉センター』、『福祉作業所』、精神障害者共同作業所『ぼけっと』、『第2ぼけっと』があり」という部分についてです。『ぼけっと』は精神障害者共同作業所ではなく就労継続支援B型事業所で、『第2ぼけっと』は生活推進の事業所です。

事務局 申し訳ございません。修正をしたうえで、パブリック・コメント準備のに入らせていただければと思います。

委員 これもちゃんと「みのり」についても就労Bとして記載した方が良いと思います。

委員長 その他にありますか。それでは、この委員会として素案が今日で最後ということですので、委員の方でお気づきの点がありましたら、明日以降事務局の方に

ご意見を直接ご連絡して、できる限り反映して、可能なものについては取り組んでいただくということでよろしいでしょうか。

事務局 表現等々についてもお気づきの点があれば、事務局の方までお電話でもメールでも構いませんのでお寄せいただければ検討していきたいと思います。パブリック・コメントの準備がありますので、できれば今月中ぐらいにご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

委員長 このような形でよろしいですか。特に先ほどのサービス量の確保の方策ということについては、どこの章に入れるとか、新たに立てるとかということもご検討いただけるということですので、ご意見やご指摘等があれば今月中に事務局の方に直接ご連絡をお願いいたします。

(5) その他

- ・ 事務局より、当日資料3について説明があった。

委員長 今事務局の方からパブリック・コメントの今後の進め方について説明がありましたけれども、この件につきまして、委員の皆様、ご意見等をいただければと思います。私の方からは、先ほど就労計画のA型とかB型とか、移行だとか、恐らく一般の市民の方は分からないのではないかなと思うのです。それでこの計画の大きな一つの狙いのところに、市民の方々に障害についてきちんと理解してもらおうという、ということがありますので、できる限り一般の方が見てもわかりやすく記載するということをご検討いただければと思います。あくまでも要望ということで結構です。

事務局 できる範囲でご要望にお応えできるように努力したいと思います。次回の会議の日程につきましては、11月16日（月）午後2時から、会場は本日同様、保健福祉センター2階研修室でございます。パブリック・コメント実施後の対応についてもお諮りしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

委員長 委員の皆様方、何か最後にご意見等はございませんか。もしないようでしたら、第9回の策定委員会は以上で終わらせていただきたいと思います。長時間、大変ありがとうございました。先ほど今月中というようなお願いをしましたので、皆様のご意見が素案になるべく皆様のご意見が反映されるようにご協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

◇ 閉 会

- ・ 事務局より閉会が宣言された。

以上

白井市障害者計画（素案）

平成 27 年 11 月

千葉県白井市

《 市長ご挨拶文 》

◇ 目 次 ◇

第1章 序論（計画策定にあたって）

1 計画策定の背景・趣旨	3
◇近年の障害福祉施策等の動向	4
2 計画の性格と位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画策定の体制	6

第2章 障がいのある人の現状等

1 障がいのある人等の状況	9
（1）手帳所持者数の状況	9
（2）難病投資患者数の状況	11
（3）障害程度区分等認定の状況	11
2 アンケート調査結果の要点	12

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像	21
2 計画の基本目標	22
3 計画の展開（施策の体系）	24
4 重点取り組み	25

第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）

1 地域での自立生活への支援の推進	29
（1）相談体制・情報提供の充実	29
（2）権利擁護体制の充実	32
（3）福祉サービスの充実と支援施設の整備	35
（4）保健・医療サービスの充実	38

2 社会参加の支援・促進	41
（１）障がい児の保育・教育の充実	41
（２）就労の支援・促進	44
（３）各種活動の支援・促進	47
3 快適で人にやさしいまちづくりの推進	49
（１）福祉活動の促進	49
（２）バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	52
（３）防災・防犯等対策の推進	54

第5章 計画の推進と進行管理

1 推進・進行管理の考え方	59
（１）PDCAサイクルに基づく進行管理	59
（２）推進体制の確立	59
（３）関係機関などとの連携	59
（４）市民の参画	60
（５）地域自立支援協議会による評価	60
（６）人材の確保と資質の向上	60
2 推進・進行管理の具体的内容	61

第6章 付属資料

資料1 白井市附属機関条例	
資料2 白井市障害者計画等策定委員会委員名簿	
資料3 計画策定までの経過	
資料4 用語の説明	

＊以下、計画本編の記載事項の中で右上に「☆」印の付されている用語については、「資料4 用語の説明」において記載・解説されていることを表しています。

《「障害」の「害」の字等の表記について》

白井市では、市で使う「障害」という言葉の表記について、可能な限り「がい」とひらがなで表記するようにしています。ただし、国の法令・地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、従来通り漢字の「害」を使っています。また、国全体の現況について説明する等のくだりにおいても漢字「害」を使っています。

このため、本計画書も「がい」と「害」の字が混在する表記になっています。

また、本市の「障がい者」については、複合語の場合等を除いて「障がいのある人」と表現しています。

第1章 序論（計画策定にあたって）

1 計画策定の背景・趣旨

◇白井市障害福祉プランの策定（平成 19 年 3 月）までの流れ

本市では、平成 9 年 3 月に「白井町障害者計画－理解と参加による社会づくりをめざして－」を策定し、誰もが社会に参加し、一人ひとりが自らの生き方を主体的に選択し決定できる社会の実現を目標に、福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境等幅広い分野における障がい者施策の推進に計画的に取り組みました。

その後、平成 14 年度には上記白井市障害者計画の中間年にあたることから、市民すべてが地域の中で豊かな生活を送れるまちを目指して見直しを行いました。

しかし、計画の中間見直しの後も障がいのある人の状況は大きく変化し、また、平成 15 年度からは支援費制度[☆]が始まり、さらに平成 18 年度からは障害者自立支援法に基づく 3 障害（身体、知的、精神）一元のサービス体系に移行するという大きな制度改革が行われるなど、障害者福祉が大きな転換期を迎え、白井市では、平成 19 年 3 月、障害者自立支援法で新たに策定が義務づけられた市町村障害福祉計画（第 1 期）の性格も併せ持つ白井市障害福祉プラン（白井市障害者計画・第 1 期障害福祉計画）を新たに策定しました。

◇第 2 期障害福祉計画、第 3 期障害福祉計画の策定

平成 21 年 3 月には、計画期間満了に伴い白井市第 2 期障害福祉計画が策定されました。

また、この第 2 期障害福祉計画の計画期間が平成 23 年度をもって終了となることから、障がい福祉サービスの提供方策を定め、提供体制の計画的な整備を図り、円滑に制度を実施するために、平成 24 年 3 月に白井市第 3 期障害福祉計画を策定しました。

◇新障害者計画・白井市第 4 期障害福祉計画の策定

白井市第 3 期障害福祉計画の策定後も、平成 24 年 10 月から障害者虐待防止法が施行され、平成 25 年 4 月には、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下 障害者総合支援法と言います）として改正施行されるとともに障害者優先調達推進法も施行されて、障害者福祉は再び大きな転換期を迎えています。また、平成 25 年 6 月に障害者差別解消法が制定され、12 月には、国連で採択された障害者権利条約の批准が国会で承認されています。

他方、白井市障害福祉プランのうち「基本的な考え方」、「重点施策」および「基本計画」部分の対象期間は平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間とされており、白井市では、障害者福祉が大きな転換期にあることも踏まえ、予定どおり平成 26・27 年度中に改定作業を行って、白井市第 4 期障害福祉計画と新しい白井市障害者計画をそれぞれ作ることにしました。本計画は、それらのうち、新しい「障害者計画」の方です。

1. 障害者虐待防止法の施行

- ・平成23年6月に制定された障害者虐待防止法（正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が、平成24年10月から施行。家庭や施設、職場などでの虐待の防止や早期発見により、障害のある人の人権を守っていくことになる。

2. 障害者総合支援法の改正施行

〈平成25年4月〜〉

- ・「障害」の範囲に「難病」等が追加
- ・地域生活支援事業の追加

〈平成26年4月〜〉

- ・従来の「障害程度区分」を、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更
- ・重度訪問介護サービスの対象者の拡大
- ・共同生活介護サービス（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化
- ・地域移行支援サービスの対象者の拡大

3. 障害者優先調達推進法の施行（平成25年4月〜）

- ・国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、施設等が供給する物品等について需要の増進を図っている。

4. 障害者差別解消法の制定（平成25年6月）

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めており、一部を除いて平成28年4月1日から施行されることになっている。

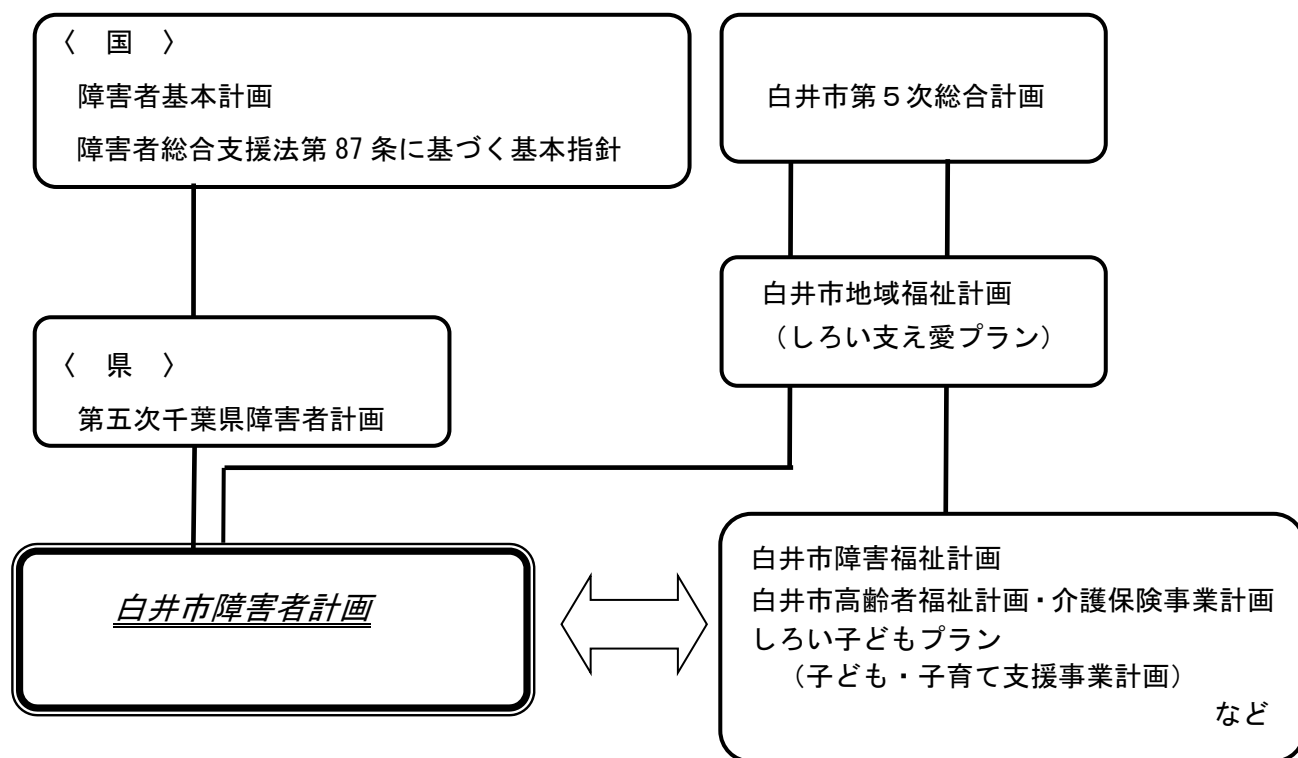
2 計画の性格と位置づけ

◇本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画です。

※障害者基本法 第11条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

◇白井市第5次総合計画（基本構想の期間：平成28～37年度）の個別計画として策定します。

◇国、県それぞれが策定した関連の計画などや、白井市地域福祉計画（しろい支え愛プラン）、白井市（第4期）障害福祉計画、白井市高齢者福祉計画・（第6期）介護保険事業計画など市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。



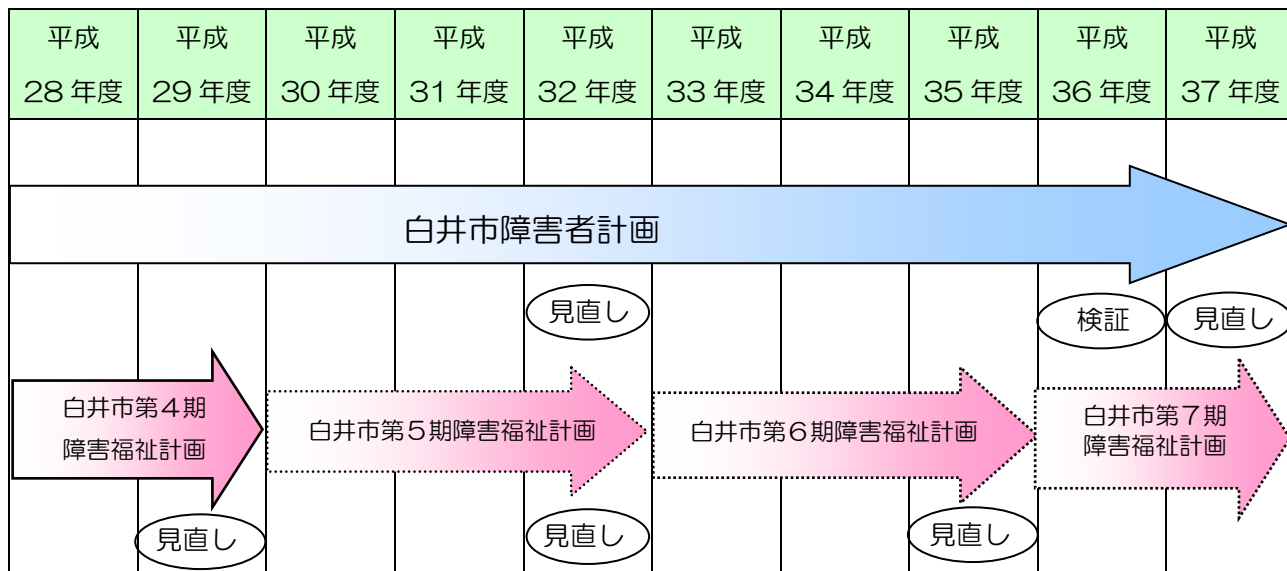
【参考】 < 「障害者計画」と「障害福祉計画」 >

	障害者計画	障害福祉計画
根 拠 法	障害者基本法（第11条第3項）	障害者総合支援法（第88条）
おもな内容	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画期間	中長期の計画で、期間任意	3年を1期

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、平成 32 年度において（中間）見直しの作業を行うことを予定します。

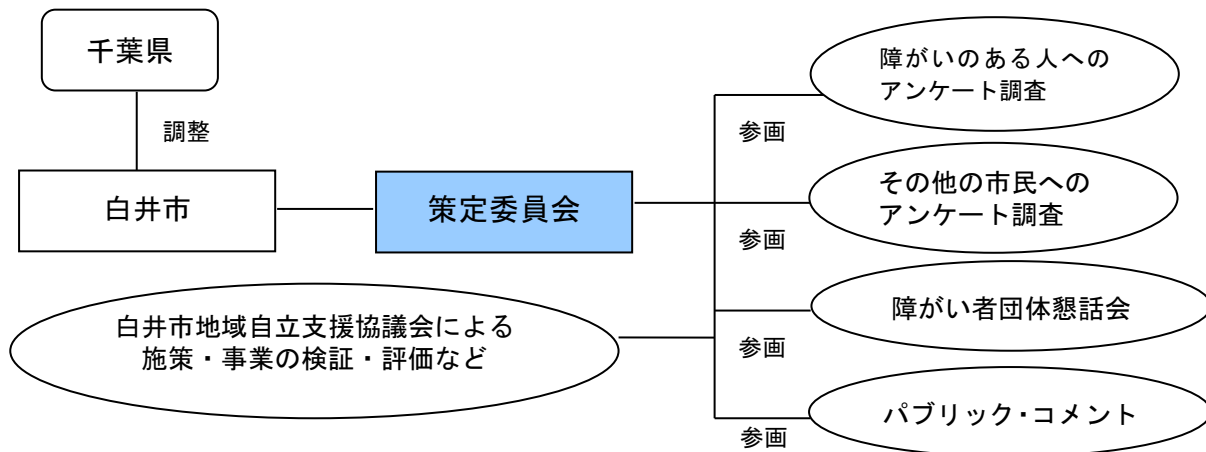
また、最終年度に評価を実施し、結果を次期計画に反映させます。



4 計画策定の体制

本計画策定にあたっては、策定委員会や市内の検討組織を設置して検討を重ねるとともに、県との連携にも留意しました。

また、障がいのある人をはじめ市民の意見等を幅広く把握するため、アンケート調査や障がい者団体懇話会等を実施するなど、協働により計画の策定を進めました。



第2章 障がいのある人の現状等

1 障がいのある人等の状況

(1) 手帳所持者数の状況

本市の平成26年度末における障害者手帳交付状況は、身体障がい者(児)が1,470人で、総人口62,816人(住民基本台帳人口)に占める割合はおよそ2.3%、知的障がい者(児)は298人で、およそ0.5%となっています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者は251人で、およそ0.4%、自立支援医療制度(精神通院)の利用者は648人で、およそ1.0%となっています。

身体、知的、精神障がい者に共通して、近年はおおむね増加の傾向にあります。また、身体障がいでは、近年、聴覚等障がいが増加の傾向を示しています。

■障がい者(児)数の推移 ～障害者手帳所持者数～ (単位：人)

	身体障がい者総数	視覚障がい	聴覚等障がい	音声等障がい	肢体不自由	内部障がい	知的障がい者総数	精神障がい者総数(手帳所持者)
平成22年度	1,366	86	86	19	733	452	227	158
平成23年度	1,361	76	89	18	733	445	236	171
平成24年度	1,397	73	91	21	764	448	248	182
平成25年度	1,414	77	96	20	770	451	269	219
平成26年度	1,470	78	101	21	794	476	298	251

資料：白井市社会福祉課(各年度末現在)

■障がい者（児）数 ～種類・程度別内訳～ （単位：人）

●身体障がい

障害種別	人 数
視覚障がい	78
聴覚等障がい	101
音声・言語等障がい	21
肢体不自由	794
内部障がい	476
合 計	1,470

級 別	人 数
1 級	522
2 級	203
3 級	218
4 級	381
5 級	67
6 級	79
合 計	1,470
(うち障がい児)	43

年 代	人 数
18歳未満	43
18歳以上40歳未満	75
40歳以上65歳未満	364
65歳以上	988
合 計	1,470

資料：白井市社会福祉課
(平成 26 年度末現在)

平成 26 年度末で 1,470 人、そのうち肢体不自由が過半数を占めています。手帳の等級は 1 級が 522 人で最も多く、重度者（1・2 級）が 725 人とほぼ半数で、5・6 級は合わせて 146 人（約 10%）となっています。65 歳以上の高齢の方が 7 割近くを占めています。

●知的障がい

	軽度	中度	重度	合 計
18歳未満	60	28	24	112
18歳以上65歳未満	56	45	81	182
65歳以上	1	1	2	4
合 計	117	74	107	298

資料：白井市社会福祉課
(平成 26 年度末現在)

平成 26 年度末で 298 人、18 歳未満が 112 人、18 歳以上が 186 人となっています。手帳の程度では軽度が 117 人（約 39%）で最も多くなっています。

●精神障がい等

自立支援 医療	精神障害者保健福祉手帳所持者							
	1 級	2 級	3 級	総数	20歳未満	20歳以上65歳未満	65歳以上	総数
648	38	156	57	251	4	221	26	251

資料：白井市社会福祉課（平成 26 年度末現在）

平成 26 年度末は、22 年度末と比べて 100 人近く増加し、約 1.6 倍になっています。26 年度末現在手帳所持者の内訳では、2 級が 156 人（約 62%）を占めています。年代としては 20 歳以上 65 歳未満が多く、9 割近くを占めています。

(2) 難病等疾患者数の状況

■本市が把握している「難病等受給者証」所持者数

難病患者に関しては、本市が把握している平成26年度末における難病等疾患者数は、「特定疾患医療」の受給者証所持者が298人で、およそ0.5%、「小児慢性特定疾患医療」の受給者証所持者が69人で、およそ0.1%となっています。

所持者の数は年々増加しており、平成26年度末では367人が受給しており、平成22年度末と比べて73人増加しています。

	所持者数（人）	うち「特定疾患医療」（人）	うち「小児慢性特定疾患医療」（人）
平成22年度	294	235	59
平成23年度	314	250	64
平成24年度	319	257	62
平成25年度	341	279	62
平成26年度	367	298	69

資料：白井市社会福祉課（各年度末現在）

(3) 「障害程度区分」等認定の状況

■障害程度・支援区分別支給決定者数の推移

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
平成23年度	2	12	27	18	14	37	110
平成24年度	3	14	30	18	13	41	119
平成25年度	5	15	40	16	15	45	136
平成26年度	5	17	39	17	17	45	140

資料：白井市社会福祉課（各年度末現在）

*平成26年度からは、順次「障害支援区分」に移行。

いずれの年でも「区分6」が最も多く、次いで「区分3」が多くなっています。また、決定者数の合計は増加傾向にあります。

2 アンケート調査結果の要点

本計画の策定にあたって、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある市民および障がいのない市民の方々を対象に、平成 26 年 8～10 月にアンケート調査を実施しました。その調査の概要は次のとおりです。

市民アンケート調査の実施概要

区 分	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病患者	障がいのない市民
(1) 対象者	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神保健福祉手帳所持者	特定疾患・小児慢性特定疾患医療受給者	無作為抽出
(2) 対象者数	1,406 人	260 人	228 人	344 人	505 人
(3) 抽出方法	全数（悉皆）調査	全数（悉皆）調査	全数（悉皆）調査	無作為抽出	住民基本台帳からの無作為抽出
(4) 調査方法	郵送による配付、回収				
(5) 実施時期	平成 26 年 8 月 29 日～10 月上旬				
(6) 回収結果 ・有効回収数 ・有効回収率	791 票 56.3%	127 票 48.8%	115 票 50.4%	210 票 61.0%	205 票 40.6%

以下に、調査結果からみた障がいのある人等の現状について示します。

（１）現在の生活で困っていること（身体、知的、精神障がい者、難病患者）

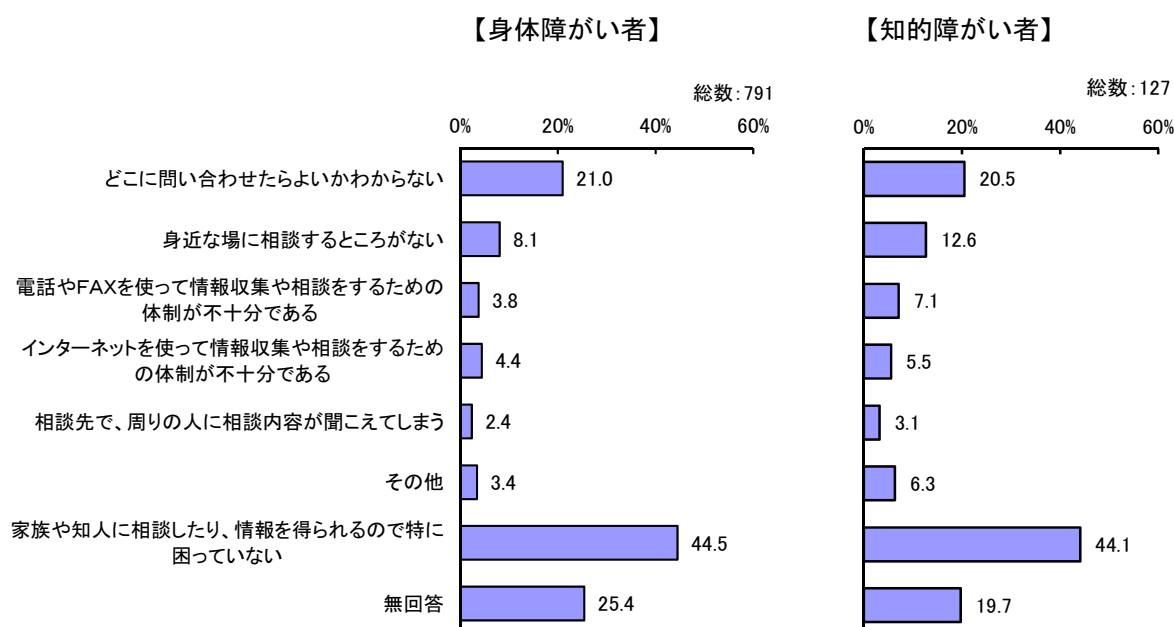
現在の生活で困っていることは、身体障がい者と精神障がい者では「自分の健康や体力に自信がない」（順に 36.3%、54.8%）が、知的障がい者では「将来にわたる生活の場（住居）、または入院先があるかどうか不安」（49.6%）が、難病患者では「特に困っていることはない」（35.7%）が、それぞれ最も多くなっています（＊複数回答）。

	身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)	精神障がい者調査 (総数：115)	難病患者調査 (総数：210)
第 1 位	自分の健康や体力に自信がない 36.3%	将来にわたる生活の場（住居）、または入院先があるかどうか不安 49.6%	自分の健康や体力に自信がない 54.8%	特に困っていることはない 35.7%

第 2 位	特に困っていることや不安に思うことはない 27.7%	人とのコミュニケーションがうまくとれない 47.2%	十分な収入が得られない 44.3%	医療機関が近くにない 20.5%
			人とのコミュニケーションがうまくとれない 44.3%	
第 3 位	将来にわたる生活の場（住居）、または入院先があるかどうか不安 14.9%	自分の体調を説明しにくく、体調管理ができない 22.8%	—	外出する機会や場所が限られる 19.5%

（２）情報収集、相談に際して困ること（身体、知的障がい者）

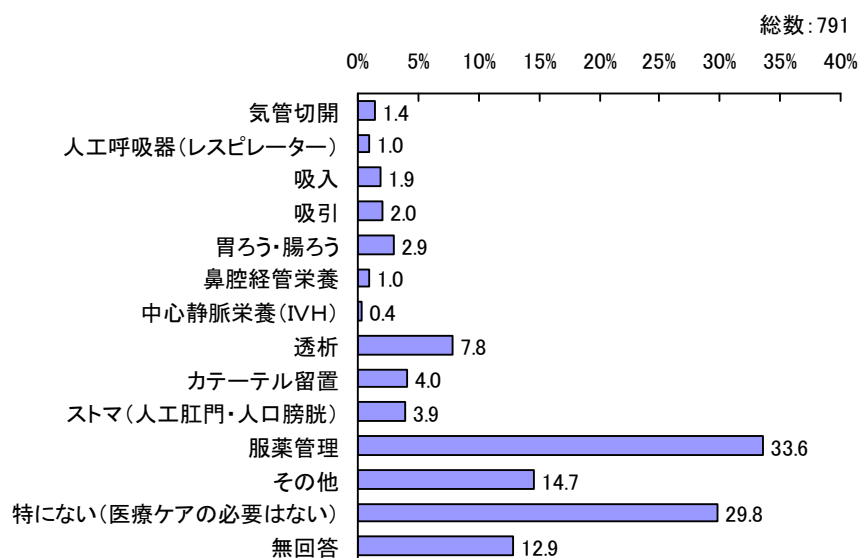
福祉サービスや日頃の生活についての情報収集や悩み事などの相談に際して困ることについては、身体障がい者、知的障がい者では上位の回答に共通性がみられ、「家族や知人に相談したり、情報を得られるので特に困っていない」が４割台で最も多く、次いで「どこに問い合わせたらよいかわからない」が２割台で多くなっています（身体障がい者調査第３位、知的障がい者調査第２位）（＊複数回答）。



なお、精神障がい者調査の“障がい者福祉サービスについて困っていることや心配なこと”の質問（＊複数回答）に対しては、「制度のしくみがわからない」（52.2%）が最も多く、「どのようなサービスがあるのかわからない」（41.7%）、「サービス利用などについて相談相手がいない」（16.5%）が続いています。

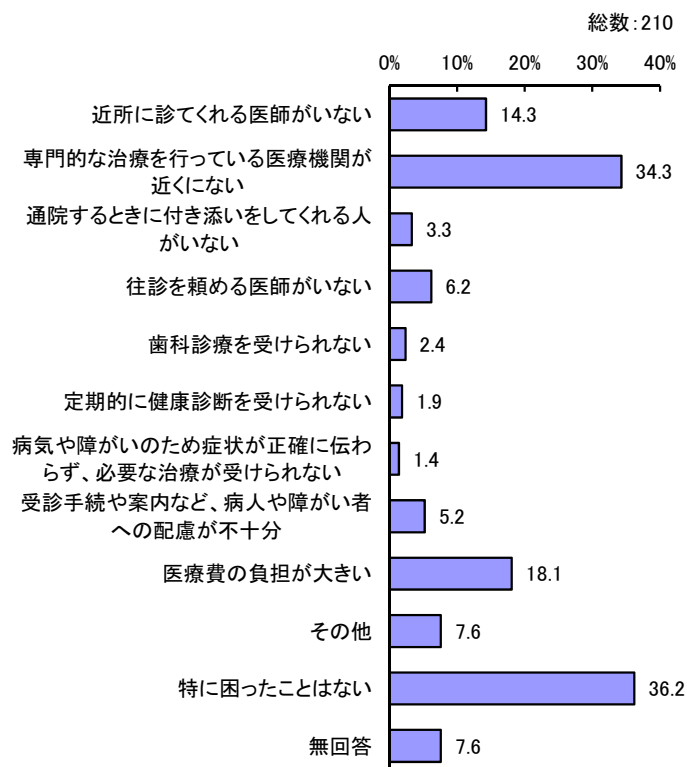
（３）受けている医療ケア（身体障がい者）

身体障がい者が現在受けている医療ケアとしては、「服薬管理」（33.6％）が最も多く、「特にない」（29.8％）、「その他」（14.7％）が続いています（＊複数回答）。



（４）健康管理や医療についての困りごとなど（難病患者）

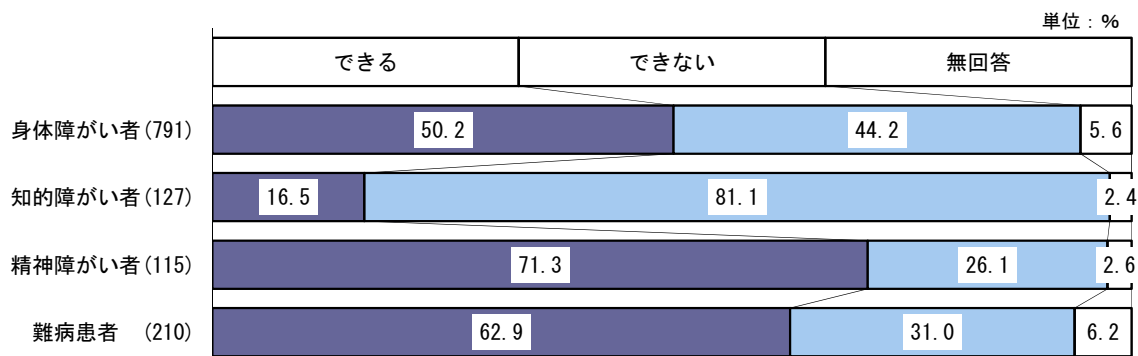
健康管理や医療で難病患者が困ったり不便に思ったことについては、「特に困ったことはない」（36.2％）が最も多く、「専門的な治療を行っている医療機関が近くにない」（34.3％）、「医療費の負担が大きい」（18.1％）、「近所に診てくれる医師がいない」（14.3％）が続いています（＊複数回答）。



(5) 災害時にひとりで避難（対処）できるか（身体、知的、精神障がい者、難病患者）

災害時にひとりで避難（対処）ができるかについては、「できない」という回答が知的障がい者で81.1%に達して最も多く、次いで身体障がい者で大きな割合（44.2%）を占めて多くなっています。

知的障がい者の場合、調査回答者（対象者本人）の年齢層は0～18歳が44.9%と低年齢層が多い状況や障がいの特性上、避難所等を知らない人が多いと考えられ、災害時には、特に避難を支援してくれる人が必要と思われます。



注：（ ）内は回答者数

(6) 人権を損なう扱いを受けた経験（身体、知的、精神障がい者）

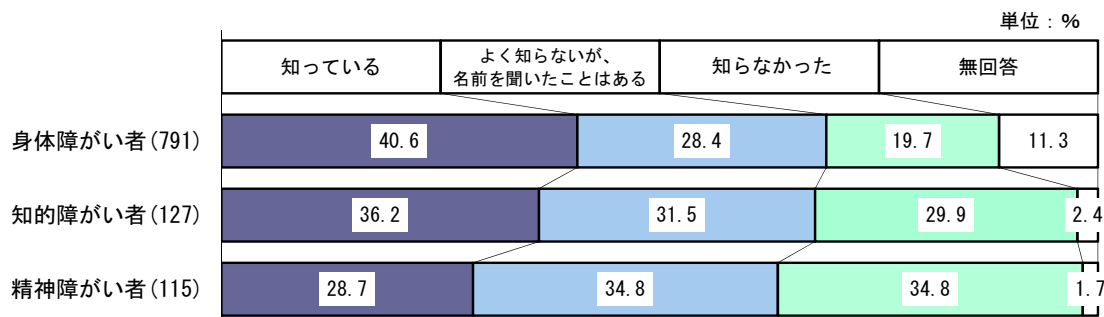
障がい等があることが原因で人権を損なう扱いを受けた経験について、身体、知的、精神障がい者で共通して「特にない」が最も多くなっています。また、知的障がい者では「差別用語が使われた」、精神障がい者では「希望する仕事に就けなかった」が、それぞれ2割強で多くなっています（*複数回答）。

	身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)	精神障がい者調査 (総数：115)
第 1 位	特にない 64.6%	特にない 39.4%	特にない、わからない 38.3%
第 2 位	無回答 18.0%	差別用語が使われた 21.3%	希望する仕事に就けなかった 21.7%
第 3 位	わからない 4.9%	その他 11.8%	学校でいじめや差別を受けた 17.4%
第 4 位	希望する仕事につけなかった 3.9%	わからない 8.7%	職場での労働条件や給料が周囲の人に比べて低い 16.5%
第 5 位	障がいを理由に退職を迫られた 3.0%	希望した学校に入学できなかった 7.9%	病気や障がいを理由に退職を迫られた 12.2%

(7)「成年後見制度」の認知状況（身体、知的、精神障がい者）

身体障がい者と知的障がい者では「知っている」が最も多くなっていますが、精神障がい者では「よく知らないが、（名前を）聞いたことはある」と「知らなかった」が最も多くなっています。

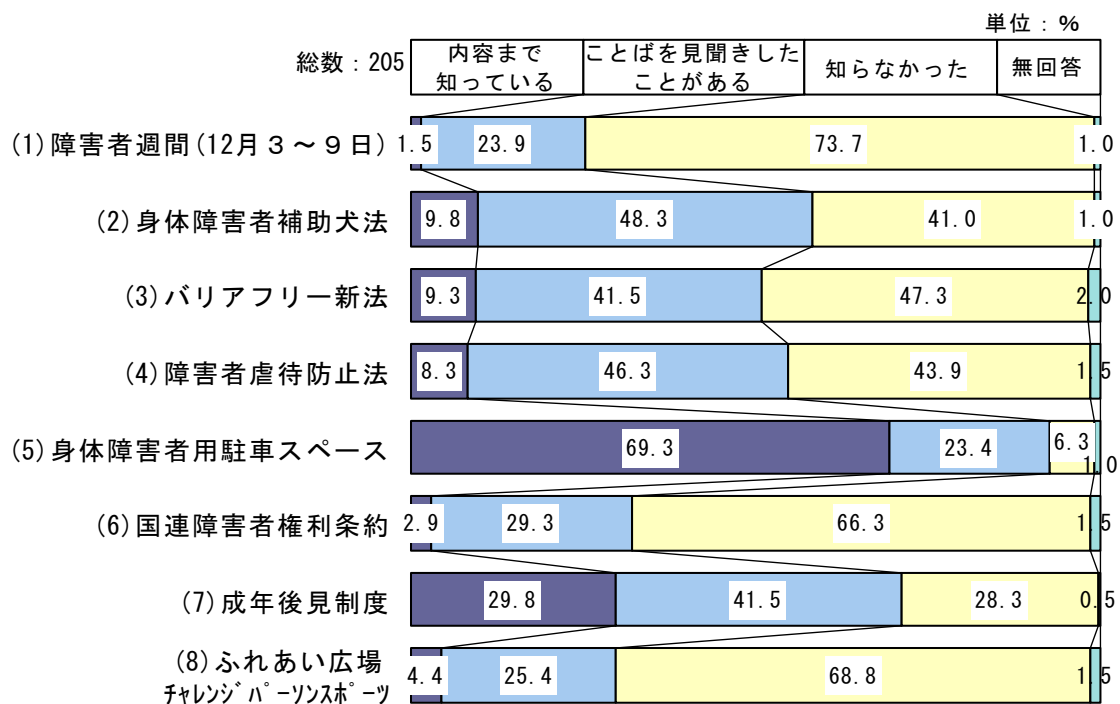
特に精神障がい者で、制度の認知度が低いことがうかがえます。



(8) 障害福祉関連用語の認知状況（障がいのない市民）

障がいのない市民に障害者福祉に関する法・制度などの認知状況について尋ねたところ、「障害者週間（12月3～9日）」については73.7%、「ふれあい広場チャレンジパーソンズスポーツ」については68.8%、「国連障害者権利条約」については66.3%の人が「知らなかった」と回答し、多くなっています。

これらをはじめとした障害福祉関連の法や制度等の周知・啓発の取り組みを推進し、関心を持ってもらうことが重要です。



(9) 今後の重点施策(身体、知的、精神障がい者、難病患者)

市にこれから特に力を入れてほしい施策については、身体障がい者では「住宅や道路・交通機関など障がいのある人が暮らしやすいまちづくり」(30.5%)、知的障がい者では「近隣の企業等で就労できるような職場開拓」(38.6%)、精神障がい者と難病患者では「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」(順に 36.5%、30.5%)が、それぞれ最も多くなっています(*5つまで複数回答)。

身体障がい者では外出などのしやすい福祉のまちづくり☆、知的障がい者では(一般)就労への支援、精神障がい者と難病患者では相談体制や情報提供の充実が、それぞれ最も強く求められていることがうかがえます。

	身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)	精神障がい者調査 (総数：115)	難病患者調査 (総数：210)
第 1 位	住宅や道路・交通機関など障がいのある人が暮らしやすいまちづくり 30.5%	近隣の企業等で就労できるような職場開拓 38.6%	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 36.5%	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 30.5%
第 2 位	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 26.0% 災害や緊急時の対応体制、防犯体制の強化 26.0%	地域活動支援センター、作業所等、福祉的就労の場の整備や内容の充実 36.2%	精神福祉サービスの選択の幅が、他の2障がいと同様の水準となるような充実 34.8%	住宅や道路・交通機関など病気や障がいのある人が暮らしやすいまちづくり 27.6%
第 3 位	—	就労のための各種支援の体制づくり 31.5%	就労のための各種支援の体制づくり 29.6%	難病患者ももっと障がい福祉等の福祉サービスを利用できるよう要請すること 23.3%
第 4 位	障がいのある人の健康づくりや機能訓練・リハビリテーション等の充実 25.4%	情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実 29.9%	身近な医療機関(精神科クリニック)の誘致、病院への精神科設置の促進 25.2%	災害や緊急時の対応体制、防犯体制の強化 20.5%
第 5 位	ホームヘルプなど福祉サービスの充実 14.9%	福祉サービスを利用できる事業所の整備 26.0%	精神障がい者の地域生活を支援する施設の整備 24.3%	ホームヘルプなど福祉サービスの充実 16.7%

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標像

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を大きな目標の一つに掲げています。

また、白井市障害福祉プランでは計画の基本理念について、ノーマライゼーションとリハビリテーションに加え、障がいのある人もない人も共に生き支えあう社会の実現を目標に「障害のある人もない人も、一人の市民として ともに参加するまちづくり」としてきました。

本計画の上位計画に当たる白井市第5次総合計画の基本理念は、「安心」、「健康」、「快適」で、将来像は「ときめきとみどりあふれる快活都市」となっています。

以上のことを考慮し、障害者基本法の理念を基にしながら共生（ともに生きる）しともに参加する地域の実現をめざして、本計画の目標像（キャッチフレーズ）を

*障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域*

とし、これからの障がい福祉における市民・地域・市等の共通の目標とします。

2 計画の基本目標

目標像を実現するための本計画の基本目標を次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

《基本目標1》地域での自立生活への支援の推進

住み慣れた地域で安心して、その人らしく自立して暮らしていけるよう、地域生活の基盤の充実に努め、障がいがあっても健康に暮らせるまちづくりを進めます。

(1) 相談体制・情報提供の充実

各種相談・情報提供の体制の充実に努めるとともに、適切なサービスの効果的な利用を促進するため、障がいのある人についてのケアマネジメント[☆]の充実に図ります。

(2) 権利擁護体制の充実

生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障がいのある人が、安心して地域自立生活を送れるよう、その権利の擁護に努めます。

(3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備

障がい福祉サービスの質の向上や充実に努めるとともに、身体障害者福祉センターや新たな地域生活支援拠点等の充実、整備を図ります。

(4) 保健・医療サービスの充実

身体障がい等の発生予防や障がいの早期発見・早期対応に努めるとともに、障がいの特性をふまえ個別のニーズに対応できるよう、知的障がい者等の療育体制の整備に努めます。また、保健サービスの充実や、その結果に応じた医療につなげる支援の実施を図ります。

《基本目標2》社会参加の支援・促進

地域社会の一員として、生きがいを持って暮らしていけるよう、さまざまな社会活動・地域活動への参加を支援・促進していきます。

(1) 障がい児の保育・教育の充実

障がいのある子どもたちが、地域の中で社会に参加しながら自分らしく自立して暮らしていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備・充実に努めます。

(2) 就労の支援・促進

関係機関等との連携を図りながら、障がいの種類や程度に応じた就労の支援、就労機会の充実に努めます。

(3) 各種活動の支援・促進

障がいのある人も気軽に参加できるようなスポーツ、文化芸術、レクリエーション活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援を図ります。

《基本目標3》 快適で人にやさしいまちづくりの推進

誰もが快適な暮らしを送れるよう、すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

(1) 福祉活動の促進

障がいや障がいのある人についての正しい知識を広め、障がいのある人への理解をさらに深めていくため、広報・啓発活動に努めます。また、福祉意識の普及や福祉活動への参加を促進し、支えあいの社会づくりを進めます。

(2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

障がいがあっても気軽に外出でき、公共交通機関やさまざまな施設を不便なく利用できるようバリアフリー、ユニバーサルデザインのすべての人にやさしいまちづくりを目指し、法律や条例等の内容に則った「福祉のまちづくり」を進めます。

(3) 防災・防犯等対策の推進

市の地域防災計画等の関連施策と連携を図りながら、防災・防犯等の体制の整備を進めます。

3 計画の展開（施策の体系）

（目標像）

障がいのある人もない人も人格と個性が尊重され、
ともに生き、ともに参加する地域

（基本目標）

（施策の方向）

1 地域での自立生活への支援の
推進

- (1) 相談体制・情報提供の充実
- (2) 権利擁護体制の充実
- (3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備
- (4) 保健・医療サービスの充実

2 社会参加の支援・促進

- (1) 障がい児の保育・教育の充実
- (2) 就労の支援・促進
- (3) 各種活動の支援・促進

3 快適で人にやさしいまちづくり
の推進

- (1) 福祉活動の促進
- (2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの
推進
- (3) 防災・防犯等対策の推進

4 重点取り組み

本計画における実施施策・事業は第4章（第1～3節）に示すとおりですが、ここでは特に重点的に取り組んでいく施策・事業を掲載し、基本目標の中で市が実施していく取り組みの方向性について整理します。

① 相談支援体制の充実

《概要》障がいのある人等が困りごと、悩みや不安を抱えたとき気軽に相談し、情報を得ることができるような体制の充実を図ります。

【相談支援】

- 日常的な身近な相談（一般相談）については、3障がい（障がい児を含む）共通で、主に保健福祉相談室と市内の指定相談支援事業所（座ぐり）の2か所を中心に対応していきます。今後、相談件数等の状況を踏まえ、必要に応じて委託事業所の充実を図ります。
- 難病のある人の相談については、福祉サービスや制度に関する相談を積極的に受け付けながら、当事者がより利用し易く効果的な相談体制等のあり方について調査・研究を行い、改善・強化を進めます。
- 発達障がいに関して相談を希望する方が地域で相談できるような地域支援体制の拡充を図るとともに、県が設置している「千葉県発達障害者支援センターC A S（キャス）」と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行います。
- 高次脳機能障がい者への支援について、県で実施する支援の取り組み（千葉県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などの支援に努めます。
- 「基幹相談支援センター☆」設置についての検討を進め、第4期障害福祉計画期間中（平成28年度）に設置して、困難事例や虐待防止等に対応していきます。

【計画相談支援など(ケアマネジメント)】

- 多くの事業者が計画相談支援等を行えるよう、県等と連携しながら相談支援専門員の育成等に努めます。

【サービスに関する情報提供】

- 利用者の日常生活上のニーズ等を踏まえ、さまざまな障がい者サービスに関する情報提供を行います。

【障がいのある人の権利擁護】

- 社会福祉協議会との連携を強化し、成年後見制度や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業に関する情報提供を行い、市民の理解を深めるとともに、制度の利用や手続きに関する相談・助言などの具体的な支援を行い、利用を促進します。

② 地域生活基盤の整備の推進

《概要》障がいのある人等が可能な限り住み慣れた地域の中で自立して生活できるよう、“日中活動の場”や“居住(住まい)の場”等の整備を進めます。

【居住環境の整備】

○グループホームの新規開設等に対する補助制度を継続し、障がい者グループホームを整備します。

【サービス事業者の市内参入施策の促進】

○日中活動系サービス等提供事業者の市内への参入に対する有効・適切な支援内容の検討・研究を進め、参入の支援・促進を図ります。

② 地域生活支援拠点等の整備

《概要》第4期障害福祉計画についての国の基本指針で示された障がいのある人等の「地域生活支援拠点等」を、今後示される要件を満たしながら整備します。

○第4期障害福祉計画期間の平成29年度末までに、地域における相談、体験の機会や場、緊急時の障がいのある人等の受け入れ・対応、人材の確保・養成などの諸機能を提供する「地域生活支援拠点等」を整備します。

④ 防災対策の推進

《概要》市の地域防災計画を基本として、障がいがあることなどで災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施します。

○災害対策基本法に基づき、障がい等のある人を含む避難行動要支援者(災害時要援護者)名簿を整備します。

○要支援(援護)者の個別支援計画を作成します。

※本項「重点取り組み」と対応する詳細取り組み内容を第4章に掲載している場合、第4章中の該当する「施策・事業」欄の施策・事業名の後に「**重**」記号を付して標示しています。

第4章 具体的な取り組みの内容（基本計画）

* 本章各項の「実施区分」欄内の標示は、具体的には、
継続 ：前計画からの継続、または
 前計画策定後に開始した
新規 ：この計画で新たに開始する
取り組みであることをそれぞれ表しています。

1 地域での自立生活への支援の推進

(1) 相談体制・情報提供の充実

【現状】

保健福祉相談室や社会福祉課で社会福祉士や保健師等の専門職員が、障がいのある人やその家族からのさまざまな相談に応じています。第4期障害福祉計画では、平成28年度中に「基幹相談支援センター」を設置し、地域における相談のネットワーク体制などのいっそうの充実を図ることとしています。

情報提供については、広報紙やしろい保健福祉ガイドブック、メール配信サービス、ファクシミリサービス、声の広報などを実施しています。

課題

- 障がいのある人のためのケアマネジメント（サービス利用計画の作成）について、本市の福祉サービス利用者の中には障がいのある人自身や家族等が作成するセルフプランにならざるを得ない人が多いため、相談支援事業者への委託等による障がい者ケアマネジメントのできる人材の確保が急務となっています。
- アンケート調査の結果では、市にこれから特に力を入れてほしい施策として、いずれの調査対象でも「情報提供と、気軽に何でも相談できるような体制の充実」が多く挙げられており、特に精神障がい者と難病患者では最も多い回答となっています（→17ページ）。今後、福祉サービスに関する情報提供や、難病、発達障がいや高次脳機能障がいを含め相談内容に応じた助言ができるようにすること、窓口に来られない人たちに関しても積極的にその要望を把握するための体制を整備し、相談機能をいっそう充実させていくことが必要です。
- ICT技術（情報通信技術）による新しいメディアの活用を含め、サービスの利用に資するきめ細やかな情報提供の検討に力を入れることも必要があります。

《主な取り組み》

①相談体制の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
保健福祉相談の充実 重	関係各課・関係機関と必要に応じて連携・調整を図りながら、保健福祉に関する総合相談を実施します。	保健福祉相談室	継続
一般相談の充実 重	市内2か所の相談場所を中心に、障がいのある人と家族等からの一般相談に対応していく体制を充実させます。	社会福祉課	継続
「基幹相談支援センター」の設置 重	基幹相談支援センターについての検討を進め、平成28年度中に設置し、困難事例や虐待防止の対応の充実などを行います。	社会福祉課	新規
健康管理等訪問相談体制の充実 重	保健師等が障がいのある人、難病患者の自宅や通所している市内の事業所等を訪問し、健康管理に必要な相談・保健指導や家族の健康管理、生活および社会復帰に関する相談を行います。	健康課 社会福祉課	継続
サービス利用相談・支援体制の充実 重	利用者が自立支援サービスをはじめとした各種サービスを適切に利用できるよう、制度や事業所の紹介などを実施するとともに、相談支援事業所への委託について検討し、相談・支援体制のいっそうの充実を図ります。	社会福祉課 健康課 地域包括支援センター	継続
「こころの相談」の実施 重	精神科医師や精神保健福祉士によるこころの相談を実施します。	保健福祉相談室	継続
発達障がい相談体制の整備等 重	発達障がいに関して相談を希望する人が地域で相談できる支援体制の拡充を図ります。また、千葉県が設置している発達障害者支援センターC A S（キャス）と連携・活用して発達障がいの早期発見・早期支援に努め、必要に応じた情報提供を行っていきます。	社会福祉課	継続

②障がい者ケアマネジメント体制の構築・確立

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
相談支援事業所への委託 重	在宅障がい者に関するケアマネジメントの体制を確立するため、土日・夜間を含めた相談業務を、相談支援事業所へ委託します。	社会福祉課	新規
障がい者ケアマネジメント担当者の育成 重	障がいのある人のケアマネジメントを行う相談支援専門員の育成を図るため、専門員を雇用する指定相談支援事業所への支援等に努めます。	社会福祉課	継続

③情報提供の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
パソコン講座の実施	身体障害者福祉センターで3障がい（身体・知的・精神）の人を対象に実施しているパソコン講座を継続し、障がいのある人および家族の情報取得技術の向上を図ります。	身体障害者福祉 センター （社会福祉課）	継続
情報バリアフリーの 促進	I C Tの急速な進展に対応するため、各種講習会、講座の開催などによる障がいのある人の技能の向上と、障がいのない人との情報格差（デジタルデバイド）の縮小を図ります。	社会福祉課	継続
ホームページのアクセ シビリティ（利用しやす さ）の向上	視覚（色覚）障がい者が市ホームページを閲覧しやすいよう、ホームページ閲覧支援ツール（文字サイズ変更・音声読み上げ・背景色変更）の導入を継続します。	秘書広報課	継続
視覚障がい者に配慮し た情報提供の充実	行政文書について、印刷物だけでなく、CDによる音声版を作成するなど、視覚障がいのある人への情報提供の充実に努めます。	秘書広報課 市社会福祉協議会	継続
障がい者サービスの実 施	視覚障がい者、肢体不自由者などの図書館の利用が困難な市民へ、書籍の宅配、朗読テープ作成、代読など実施しているサービスについての必要な情報提供を行うとともに、その読書要求に応えます。	図書館	継続
高次脳機能障がい者へ の支援 重	県で実施する高次脳機能障がい者への支援の取り組み（県高次脳機能障害支援拠点機関等）を活用しながら、関係機関との連絡調整や情報提供などに努めます。	社会福祉課	継続
サービス情報の周知 重	福祉サービスの情報をよりの確に利用希望者に伝えるため、広報紙、しろい保健福祉ガイドブックや個別通知等の従来の情報提供手段に加えて、携帯電話向けホームページや登録者へのメール配信サービスによる情報提供を推進します。	社会福祉課 保健福祉相談室 企画政策課 秘書広報課	継続

（２）権利擁護体制の充実

【現状】

県では、平成 18 年 10 月、全国初となる「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」を制定し、積極的に誰もが暮らしやすい社会づくりの取り組みを進めています。

現在、知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が十分でないために権利が侵害されやすい人への支援として、本市でも、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度が行われており、第 4 期障害福祉計画期間から地域生活支援事業の必須事業に、成年後見制度法人後見支援事業が追加されています。成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず家庭裁判所への申立てを行う親族がいないなどの場合に市長が代わりに行う市長申立や、本人や親族が申立てを行った場合の経費の助成、成年後見人等への報酬助成（成年後見制度利用支援事業）を実施しています。

また、障害者虐待防止法が施行されており、各市町村には市町村障害者虐待防止センターの設置が求められています。本市では市社会福祉課をセンターに位置づけており、虐待の通報・届出の受理等の業務を行っています。

課題

- 平成 25 年 12 月には、国連の障害者権利条約の批准が国会で承認され、権利擁護体制の充実がますます大きな課題となっています。また、それに向けた平成 23 年の障害者基本法の改正では、第 4 条で社会的障壁の除去について「それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、…その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」としており、いわゆる“合理的配慮”が求められています。
- アンケート調査の中で、障がいがあることが原因で人権を損なう扱いを受けた経験の有無についてたずねたところ、本市においても「差別用語を使われた」などの回答がみられ（→15 ページ）、障害者差別解消法の施行を踏まえ、国・県等から情報を収集し、誤解や偏見・差別解消に向けた広報啓発等の取り組みを積極的に進めていく必要があります。
- 県等が開催する研修への参加などにより、本市社会福祉課等の職員の資質の向上を図っていく必要があります。

《主な取り組み》

①権利擁護施策の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
人権擁護のための活動 の強化 重	人権意識の普及高揚を図るための啓発や人権擁護委員による人権相談を実施します。また、障がいのある人の人権を守るための各種施策を行います。	企画政策課 社会福祉課	継続
「成年後見制度」の普及 重	意思表示が困難な障がいのある人の権利を擁護するため、成年後見制度やその相談窓口の普及と利用の支援に努めます。	社会福祉課 地域包括支援センター	継続
「日常生活自立支援事業」の推進 重	在宅で日常生活を送る上で十分な判断ができない人や体の自由がきかない人が地域で安心して生活できるように支援する日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）を推進します。	社会福祉協議会	継続
苦情対応の実施	福祉サービス利用者への支援の中で利用に関する苦情に適切に対応できるよう、地域の各関係機関と協力して利用者の意向を的確に把握し、苦情の解決に努めるとともに、必要に応じてサービス提供事業者に助言や指導を行います。	保健福祉相談室 社会福祉課	継続

②当事者参画の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
まちづくりへの参画の 促進	障がいのある人からの情報や意見等を聴くために市政懇談会を開催するほか、各種シンポジウムおよび講演会に障がいのある人の参加を促し、市政への参画を促進します。 また、障がいのある人やその家族、障がい者支援事業所等の意見等を各種施策に的確に反映させるため、市と関係者が協働で計画の策定や進捗状況の把握に努めます。	関係各課 社会福祉課	継続

③選挙における配慮の実施

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
投票しやすい環境の整備	各投票所に簡易スロープ、点字器、点字氏名掲示、車いす、老眼鏡、文鎮などを設置するとともに、必要に応じて職員が代理投票（本人の意思を２人の職員で確認したうえで代筆する）を行い、障がいのある有権者が投票しやすい環境づくりを進めます。	選挙管理委員会	継続

④障がい者虐待防止対策の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
障がいのある人の虐待防止等対策	障がいのある人への虐待について、家庭等における暴力対策ネットワーク会議での対応や相談・支援により、虐待の防止、早期発見・早期対応に努めます。	社会福祉課 地域包括支援センター 保健福祉相談室	継続

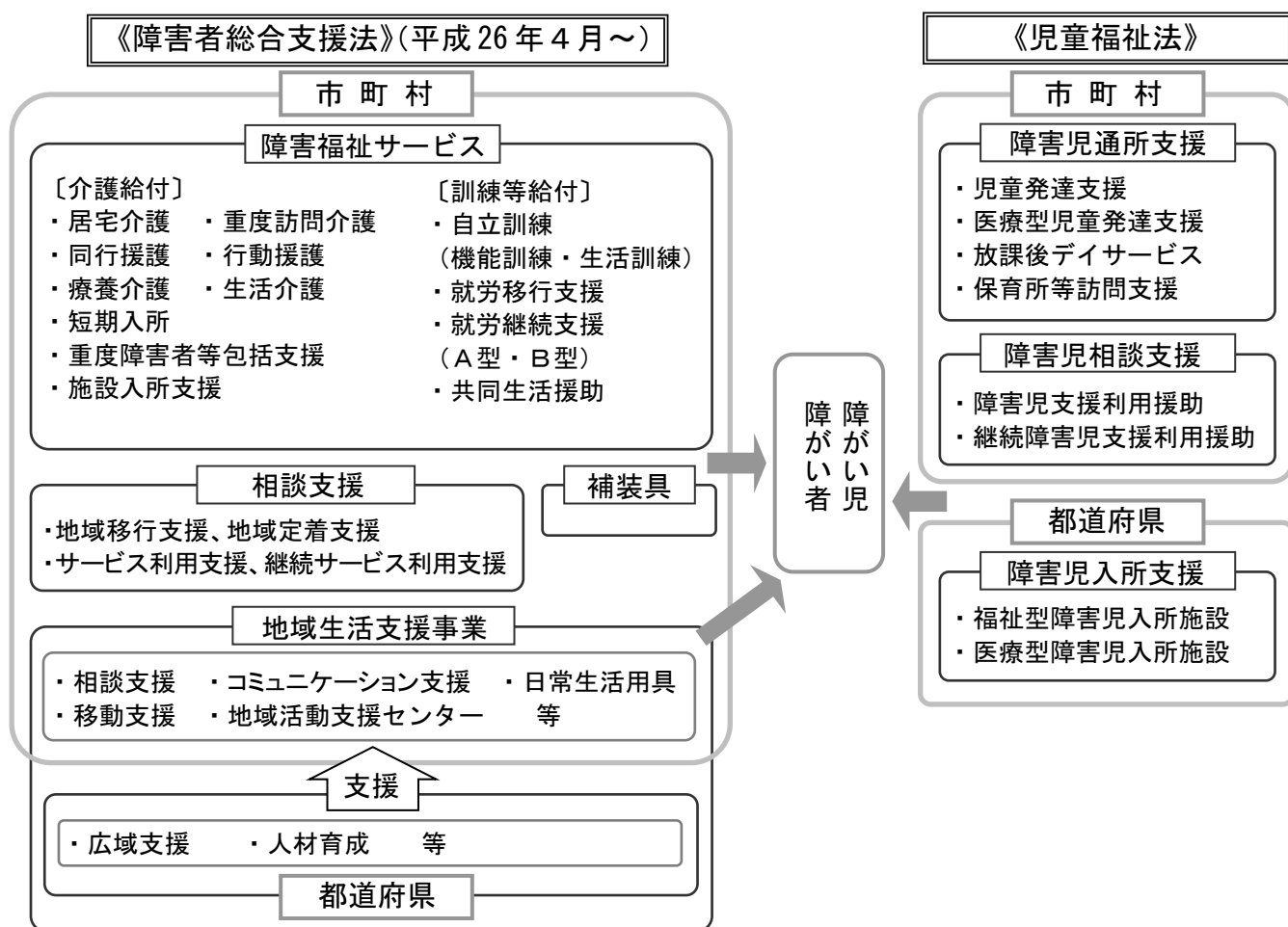
(3) 福祉サービスの充実と支援施設の整備

【現状】

障がいのある人への福祉サービスは、障害者自立支援法の制定以降、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの3つから成る指定障害福祉サービス」と相談支援、および地域生活支援事業で構成されていますが、従来のケアホーム（共同生活介護）は、障害者総合支援法の改正施行により、平成26年4月からグループホーム（共同生活援助）に統合・一元化されています。また、従来のコミュニケーション支援事業は、第4期障害福祉計画期間から意思疎通支援事業に名称が変更されています。

地域生活支援事業については、利用料等具体的な内容を市町村が主体的に、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟に決定できるサービスとなっており、第4期計画期間から必須事業の数が大幅に増やされています。

障がいのある人のための福祉サービスの体系

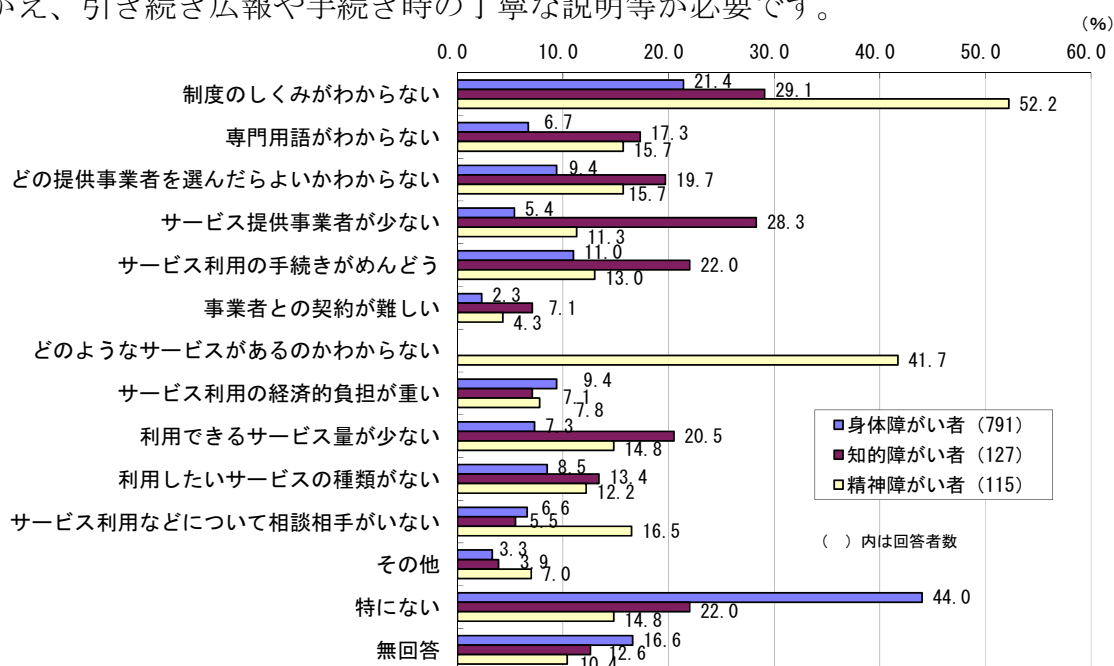


課題

○地域生活支援事業について、本市の障がい福祉施策の特色を出すものとして引き続き適切なサービスメニューを提供し、障がいのある人の地域での生活を支えていく必要があります。

○アンケート調査の結果では、“福祉サービスについて困っていること、心配なこと”と

して、身体障がい者では「特にない」と「制度のしくみがわからない」が、知的障がい者では「制度のしくみがわからない」と「サービス提供事業者が少ない」が、精神障がい者では「制度のしくみがわからない」と「どのようなサービスがあるのかわからない」が多くなっています（＊複数回答）。利用者にとって特に制度が難解であることがうかがえ、引き続き広報や手続き時の丁寧な説明等が必要です。



《主な取り組み》

①指定障害福祉サービス等の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
指定障害福祉サービスの推進	障がいのある人の自立の支援・促進や介護者・支援者の負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスに属する各事業の推進を図ります。	社会福祉課	継続
補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にする補装具の費用を給付し、自立生活の支援・充実に努めます。	社会福祉課	継続
身体障害者福祉センターの充実	地域生活をしている障がいのある人が身体機能を維持し、他者との交流を図っていきいきとした生活を送れるよう、定期的な講座やパソコン開放、理学療法士による相談の実施、就労している障がいのある人の仲間づくりの場の提供など身体障害者福祉センター事業の充実に努めます。	社会福祉課	継続
地域生活支援拠点の整備	第4期障害福祉計画についての国の基本指針で示された地域生活支援拠点等を整備し、地域における相談、体験の機会	社会福祉課	新規

重	や場の整備、緊急時の障がいのある人等の受け入れ・対応、人材の確保・養成などの機能の提供を図ります。		
--	---	--	--

②地域生活支援事業の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
地域生活支援事業の推進	地域で暮らす障がいのある人の自立・日常生活の支援、および介護者の負担の軽減のため、個々のニーズに合った移動支援や意思疎通支援（手話通訳派遣）、日中一時支援、日常生活用具給付などの地域生活支援事業の推進を図ります。	社会福祉課	継続
小児慢性特定疾患児への日常生活用具の給付	小児慢性特定疾患児に特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。	社会福祉課	継続

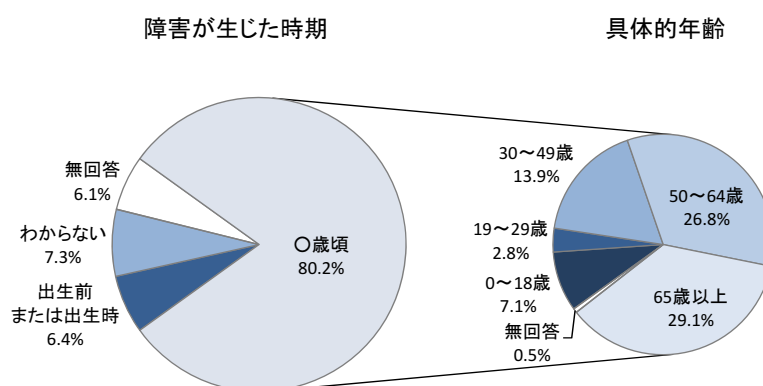
＊なお、福祉サービスの充実等については、障害福祉計画の主要な内容となっており、本計画ではその詳細・具体的な内容については掲載していないため、個々のサービスの内容、提供量の見込みやその確保のための方策等については第４期（第５～７期）障害福祉計画をご参照ください。

（４）保健・医療サービスの充実

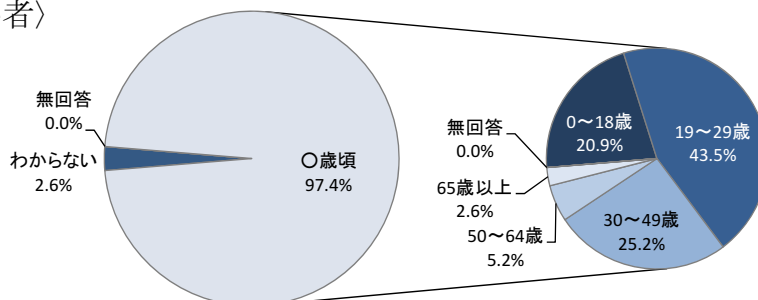
【現状】

アンケート調査の“障がいが発生した年齢、初めて受診した時期”の質問の結果では、身体障がい者では「65 歳以上」という回答が 29.1%（具体的な年齢を回答した人の中では 36.3%）と最も多く、「50～64 歳」が 26.8%（同 33.4%）と次いで多く、両選択肢で過半数を占めており、精神障がい者では「19～29 歳」、「30～49 歳」という回答が多くなっています。特に身体障がい者では、病気等による中年期以降の「中途障がい」が多くなっていることが分かります。

〈身体障がい者〉



〈精神障がい者〉



一方、健康づくり、介護保険制度の分野においては、それぞれ健康日本 21（第 2 次）、国（厚生労働省）の各種通知等によって“予防重視型システム”の方向性が打ち出され、“一次予防”に力を入れていくことが示されていますが、障がい者施策の分野でも身体障がい等の発生予防、早期発見・早期対応がより重要になります。

課題

- 生活習慣病をはじめとする疾病の予防や早期発見、早期治療を行って、身体障がい等の発生予防・重度化の予防に努める必要があります。また、乳幼児健康診査の充実などによる知的障がい等の早期発見・早期対応（早期療育）等や、精神疾患の早期発見・早期治療も重要です。
- 障がいや病気に対する専門的な医療サービスが必要不可欠であるのと同時に、知的障がい者などでは、日常の医療や歯科医療を受ける際にも障がいのために症状を的確に伝えることができないことも、大きな課題の一つとなっています。

《主な取り組み》

①早期発見・療育の体制の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
母子保健事業の推進	新生児訪問、乳児育児相談、1歳6か月および3歳児健康診査の際に医師等による内科診察・健康相談等を行い、疾病や精神・運動発達の遅れを早期に発見して、事後指導・健康相談の充実を図ります。	健康課	継続
療育システムの充実	障がいのある乳幼児やその保護者が、必要な支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイルを活用するなどして、体制の整備・充実に努めます。	社会福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課	継続
療育相談・指導の実施	発達障がい児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。	子育て支援課	継続

②保健サービスの充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
各種健（検）診事業の実施	障がいがあっても受診しやすい環境づくりを心がけ、各種がん検診および特定健康診査等を受診し、自らの健康管理に役立てることができるよう図ります。	健康課 保険年金課 社会福祉課	継続
歯科口腔保健の推進	障がい者（児）の口腔機能を維持するため、歯科保健指導や歯科健康診査を実施します。	健康課	継続

③医療につなげる支援の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
生活習慣病予防の推進	健（検）診の後に、その結果に応じた生活習慣病予防に関する情報を提供し医療につなげる支援を行います。	健康課	継続

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
健康相談の実施	障がいのある人、難病患者等およびその家族を対象に、関係機関等との連携により健康問題に関する相談を実施し、適切な医療が受けられるよう支援します。	健康課 保健福祉相談室	継続
医療機関情報等の提供	市民が病院の場所や診療時間、休診日、急病時の対応などを知り、安心して生活を送れるよう、市広報紙、ホームページ、健康カレンダー等で医療機関等の情報を提供します。	健康課	継続

2 社会参加の支援・促進

(1) 障がい児の保育・教育の充実

【現状】

障がいのある子どもの可能性を最大限伸ばし、将来の社会的な自立や社会参加の実現を図るために、子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた保育・療育および教育が重要な役割を果たすことから、本市では平成 13 年度からこども発達センターを設置し、療育体制の充実を図っています。

教育分野では、障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行う特殊教育から、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、障害のある児童・生徒についてその一人ひとりの教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う特別支援教育への転換が進められました。本市でも、障がいのある児童・生徒の良さや可能性を伸ばし社会的な自立を図るための教育活動を、特別支援教育コーディネーターを活用しながら推進するとともに個別の指導計画を作成して、“個”に応じた指導内容の充実に努めています。平成 27 年度現在、個別支援学級を、市立の小学校（全 9 校）に 20 学級、中学校（全 5 校）に 11 学級設置しています。また、言語障がいのために特別な支援を必要とする児童のための通級指導教が白井第三小学校と南山小学校にあります。

また、平成 23 年 7 月の障害者基本法改正によって、障害のある児童・生徒も障害のない児童・生徒とともに学ぶインクルーシブ教育システムの方向性が、特別支援教と並ぶ学校教育におけるもう 1 本の柱として示されています。

課題

- 引き続き、さまざまな障がいのある児童・生徒を学校教育全体の中で受けとめ、多様な教育（特別支援教育）を展開することにより、障がいのある個々の児童・生徒に応じた最も適切な教育の場を確保していくことが必要です。
- また、児童・生徒の指導に当たる教職員が障がいや障がいのある児童・生徒に関する認識と理解を深める必要があることから、教職員への研修を充実させることが重要になります。
- ノーマライゼーションの理念や「ともに生き、ともに参加する地域」を実現するためには、子どもの頃から障がいのあるなしにかかわらず「ともに育ち、ともに学ぶ」という考え方が大切であることから、学校教育において障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を拡充するとともに、放課後児童対策の推進を図ることが必要です。
- 義務教育就学前の障がいのある子どもの育成に関しては、保育園等への障がい児の受け入れの促進や障がい児の通園訓練への支援に努めることが必要となります。

《主な取り組み》

①早期療育・保育の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
療育システムの充実 〔再掲〕	障がいのある乳幼児やその保護者が、必要な支援を一貫して継続的に受けられるようにするため、関係機関と連携を図り、ライフサポートファイを活用するなどして、体制の整備・充実に努めます。	社会福祉課 健康課 子育て支援課 学校教育課	継続
療育相談・指導の実施 〔再掲〕	発達障がい児および発達障がいの疑いのある児童を対象に、基本的な生活習慣や理解力、言語、社会性を習得できるよう、療育・医療相談、個別指導・グループ指導等個々に必要な指導や支援を行い、心身の発達を促進・支援します。	子育て支援課	継続
保育園における受け入れの推進	公立保育園における障がい児の入所受け入れ体制の充実に努め、障がい児が自立していけるよう一人ひとりの個性や適性に応じた保育を行います。	保育課	継続

②学校教育（特別支援教育）の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
就学相談の充実	一人ひとりの障がい、能力、適性等に応じた教育ができるよう、就学指導委員会など相談体制の整備を図り、適切な就学相談を行います。	学校教育課	継続
通級指導の充実	言語に軽度の障がいのある児童が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら障がいの状態に応じて特別な指導を受けることができる通級指導教室の充実を図るとともに、通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者にガソリン代の補助を行います。	学校教育課	継続
個別支援学級の充実	障がいの種類や程度に応じた教育ができるよう、施設・設備の充実や学級の開設を図り、必要に応じて介助員を配置します。	学校教育課	継続
教職員の研修の充実	教職員の障がい者（児）理解を深めるため、研修等の充実を図ります。 また、個別支援学級の担任について各種研修を充実させ、担当教諭の資質の向上に努めます。	学校教育課	継続

③インクルーシブ教育システムの推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
交流教育の充実	各学校の計画に基づき、障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒との交流教育を推進します。	学校教育課	継続
障がい者理解の促進	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。	学校教育課 教育センター室	継続

④放課後対策の充実

学童保育への受け入れ体制の整備	指導員を加配して障がいのある児童を学童保育所で受け入れ、健全育成を図ります。	保育課	継続
放課後対策事業の実施	特別支援学校通学児など障がいのある中高生に放課後の活動場所を提供するため、障害者支援センターでの受け入れ（基準該当児童デイサービス事業）を実施します。	社会福祉課	継続

(2) 就労の支援・促進

【現状】

就労することは、生活していくための糧や生きがいなどを得るための手段であるだけでなく、社会参加の最たるものの一つでもあると言え、障害者総合支援法およびそれに基づく国の基本指針などにおいても、特に力を入れて取り組んでいくべき事項と位置づけられてきました。障害者トライアル雇用事業等が実施され、職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援も受けやすくなるなど、多くの新しい施策・事業が進められています。

本市では、就労支援員を配置して、就労相談や関係機関訪問等を実施し障害のある人の就労を支援していますが、市内における雇用の場は限られているのが現状です。

また、民間事業者における障がい者雇用を促進するためには、まず市役所および関連機関が率先して障がい者雇用を励行することが重要ですが、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が改正され、平成 25 年 4 月 1 日から法定雇用率が、下記の表のように変わっています。

障害者法定雇用率

区 分	法定雇用率 (平成25年4月1日～)
民間企業	2.0%
国および地方公共団体等	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2%

平成 25 年 4 月から障害者優先調達推進法が施行され、国、都道府県、市町村等による障害者就労施設等からの物品調達の推進などに関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、施設等が供給する物品等について需要の増進が図られています。本市では白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針を、毎年度制定しています。

本市には障がいのある人の日中活動や就労・自立に向けての訓練、また福祉的就労の場として平成 27 年度現在、「身体障害者福祉センター」、就労継続支援 B 型事業所「みのり」、「ぽけっと」、自立訓練(生活訓練)施設「第 2 ぽけっと」があり、障がいのある人が就労したり就労訓練等を受けたりしています。

課題

- 民間事業所や官公署における一般就労に向け、今後、事業主への働きかけや公共職業安定所（ハローワーク）や他市町村との連携を図っての障がい当事者への情報提供など、関係機関と連携してよりいっそうの支援に取り組んでいく必要があります。
- また、各種の職業訓練施設について障がいのある人への周知を行い、それら施設との連携を強化していくことも必要です。
- 障がいのある人の中には、民間事業所や官公署における一般就労が困難な人も少なくなく、そのため福祉的就労の場の整備・充実が重要な課題となっています。

○市内の各就労支援事業所への支援を継続して活動内容・活動環境のいっそうの充実を図っていくこととともに、新たな事業所開設を支援・促進する施策等が必要です。

《主な取り組み》

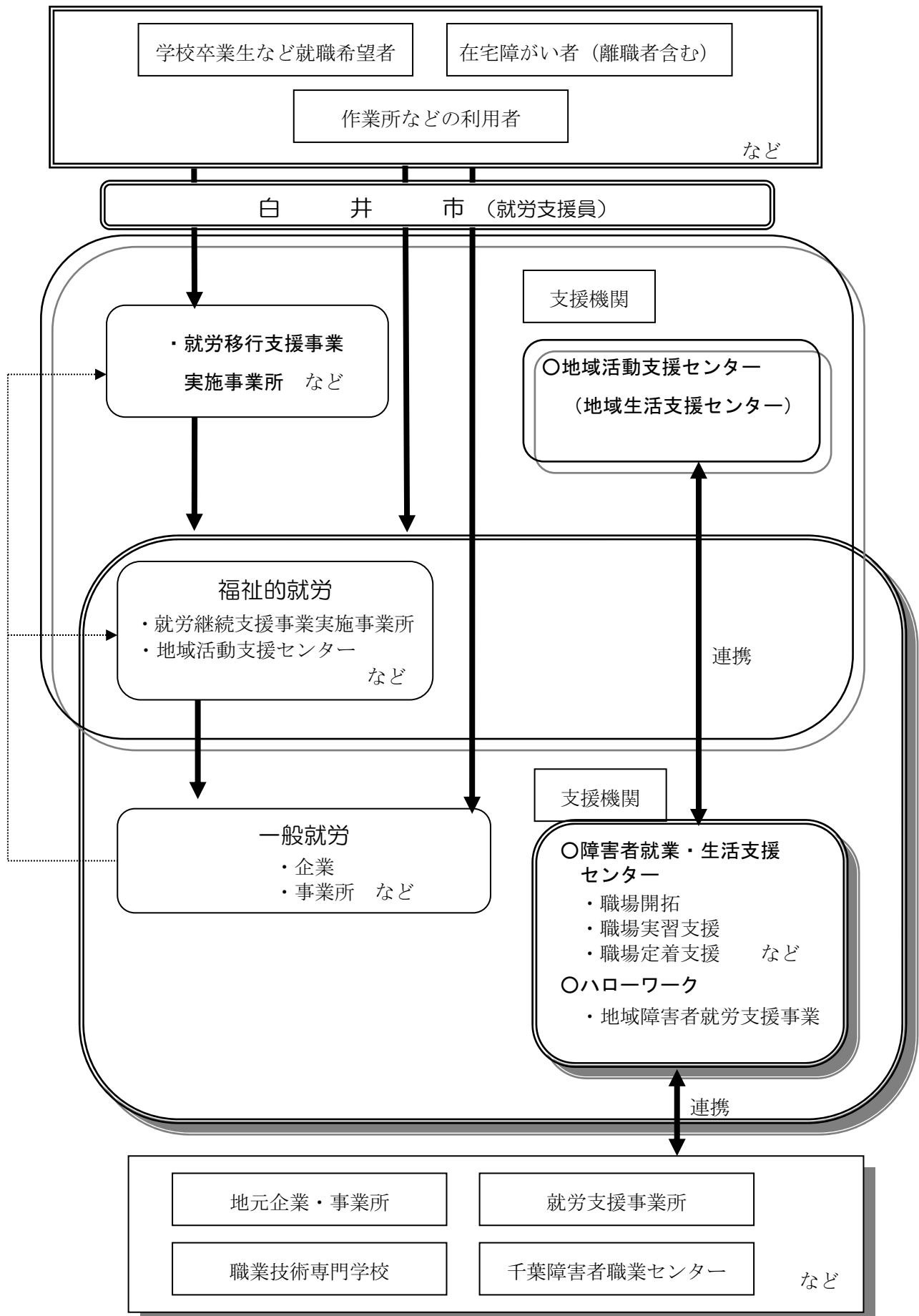
①一般就労の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
障がい者雇用への理解の促進	障がい者雇用の義務、障がいのある人の職業の安定について中小企業等の事業主へ周知するとともに、各種支援・助成制度の活用や優遇措置についても周知を図ります。	商工振興課	継続
連携の推進・強化	国・県（公共職業安定所）との連携を推進・強化し、相談と情報提供など、きめ細やかで親切かつ適切な対応を図ります。また、特別支援学校、職業訓練校、事業主等の関係機関と連携することにより、相談や指導の体制を支援します。	商工振興課	継続
就労・生活支援機能の整備	地域生活支援センターなど地域の核となる施設に相談支援事業を委託し、障がいのある人の就労に関する相談に生活全般の問題も含めて対応・調整できるよう、相談機能の充実を図ります。	社会福祉課	継続
一般就労の支援	就労支援員を設置し、一般就労に向けた職場実習や体験の機会を提供します。特に市役所での職場実習がもっと多くの部署で実施できるよう、研修等により各課職員の理解の促進に努めます。	社会福祉課	継続
公共機関における障がい者雇用の推進	市役所、公民館、図書館などの公共施設において、障がいのある人の雇用を推進し、法定雇用率以上の雇用に努めます。	総務課	継続

②福祉的就労の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
福祉施設の整備の推進	地域自立支援協議会と連携を図りながら、通所事業所の整備に努めるとともに、グループホーム、地域活動支援センター（地域生活支援センター）等の福祉施設の整備の支援を行います。	社会福祉課	継続
「優先調達」の推進	白井市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の内容を、調達実績とともに公表します。また、市の各部課に市内就労施設等が供給できる物品等について情報提供し、物品等調達額の増加に努めます。	社会福祉課	継続

◇白井市の就労支援体制（イメージ）



(3) 各種活動の支援・促進

【現状】

人の生活の質を向上させるうえで、スポーツ・レクリエーション、文化芸術等にふれる余暇活動は重要な役割を果たしますが、現在、障がいのある人のスポーツ活動については、梨マラソン大会への特別支援学校の生徒の参加や県の障害者スポーツ大会への参加などがあり、また県内初の障害児者のためのスポーツクラブ「しろいチャレンジド・スポーツクラブ」も開始されています。文化活動に関しては、文化会館やプラネタリウム館に車いす席などを設けているほか、図書館では障がいのある人へ資料の無料郵送や宅配、貸し出し期間延長などの柔軟なサービスを行っています。

また、障がいのある人が社会や地域に完全に参加しているとはまだ言い難いのが現状であり、例えば、肢体不自由者や視覚障がい者、聴覚障がい者などは、その障がいによって外出や情報の収集、コミュニケーションの確保に大きなハンディキャップを抱えています。

障がいのある人にとって、障がい関連団体の存在は、相談・情報提供の場、支えあい・助けあいの場、レクリエーションや社会参加の場として果たす役割が大きく、かけがえのないものとなっており、障がいのある人やその家族が運営している各種当事者団体活動への支援も重要です。平成 27 年度現在、市内には身体障害者友の会「にこにこ」、「白井市心身障害児者父母の会」、「聴覚障害者友の会」、視覚障がい者の「あゆみの会」、発達障がい児の親の会「いちごの会」、精神障害者家族会「しらゆりの会」などがあります。

課題

- 障がいのある人などの日常生活の利便性の向上を図り、自立と社会参加を促進するために、障がいのある人などが迅速かつ的確に情報を収集しコミュニケーション手段を確保できる環境づくりと、外出・移動手段の整備が、重要な課題であり続けます。
- 引き続き、すべての人が気軽に参加できるよう、スポーツ・文化等の活動の充実、サークル活動などの自主的な活動への支援が必要です。
- ICT（情報通信技術）の急速な進展により、障がいのある人も自宅などにいながら世界とつながり、他者とコミュニケーションをとって必要な情報の収集や発信を行うことが可能になっているため、それに対応して、ICT技術の向上やパソコンを利用するための支援等が必要となっています。
- 計画策定に向けた障がい者団体懇話会においては、各障がい関連団体の新規会員の獲得が困難で会員数が減少していること等が共通の課題として挙げられており、本市では今後とも、いっそうの活性化につながる支援を行っていく必要があります。

《主な取り組み》

①外出、コミュニケーション支援施策の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
外出支援対策の推進	障がいのある人の外出機会を拡大するため、福祉タクシー事業や地域生活支援事業の移動支援・意思疎通支援の推進のほか、福祉車両の貸し出しや通院の送迎など地域のニーズに合ったサービスの推進を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会	継続
多様な活動機会の提供	障がいのある人のニーズに合わせてコミュニケーション支援の事業、ボランティア活動などを活用してガイドヘルパー、手話通訳者等介助者・支援者を派遣し、さまざまな活動に参加する機会の提供を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会	継続

②スポーツ・文化芸術活動等の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
スポーツ・文化等活動の支援・促進	障がいのある人も気軽に参加しやすい行事、講座、教室など障がいのある人のスポーツ・文化芸術・レクリエーション活動を支援・促進し、指導者の育成、施設のバリアフリー化、学校体育施設の開放、サークル活動への参加相談、援助者の配置、外出の支援など障がいのある人の社会参加・利用促進を図ります。	生涯学習課 文化課 社会福祉課 保育課	継続
「ふれあい広場チャレンジパーソンズスポーツ」の推進	市で開催している「ふれあい広場チャレンジパーソンズスポーツ」への障がい当事者の参加を促進し、社会参加の実現を図ります。	社会福祉課	継続

③当事者団体の育成支援

施策・事業	内 容	所管課等	実施区分
障がい者団体の育成	身体障害者福祉センター、地域福祉センターを中心として、障がい者関連団体の活動の場の提供や育成を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会	継続
団体間のネットワークづくりの支援	当事者団体相互の連携の強化とネットワークづくりを支援します。	社会福祉課	継続

3 快適で人にやさしいまちづくりの推進

(1) 福祉活動の促進

【現状】

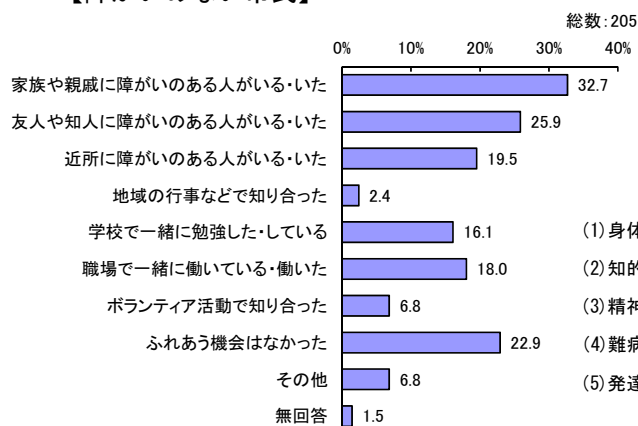
本市においては、市民に向けてさまざまな形で充実した広報・啓発・普及活動を行うよう努めていますが、社会における障がいのある人への理解はまだ不十分で、意識上の障壁（バリア）が存在しており、「心のバリアフリー」が達成されたとは言い難い状況です。

また、障がいのある人が地域自立生活を続ける上では、保健・医療・福祉サービスの担い手とともに、ボランティアやNPOによる支えが不可欠になっています。

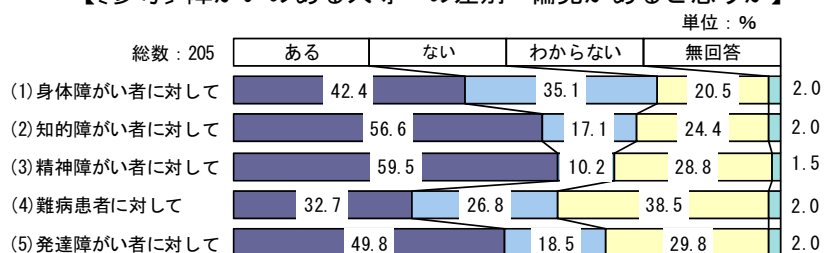
課題

- 「障がいのある人もない人もともに生き」る地域づくりの実現のため、障がいや障がいのある人についての正しい理解と認識の定着を促進していくことが必要です。
- 「広報しろい」や社会福祉協議会が発行している「社協しろい」、各公式ホームページなどをいっそう活用し、市民への広報・啓発を積極的、継続的に行っていく必要があります。
- 特に、精神障がい者や難病患者のほか、平成22年の障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（通称：整備法）の制定等により障害者の範囲に含まれることが明示された発達障がい者、高次脳機能障がい者等に関しても正しい理解を深めるよう留意する必要があります。
- アンケート調査では、「障がいのない市民調査」における、今までの日常生活の中での障がいのある人との交流の経験についての質問（※複数回答）の結果で、「ボランティア活動で知り合った」という回答が6.8%となっており、ボランティア活動が障がいのある人となない人とのふれあいのきっかけにもなっていることがうかがえます。こうしたことから、ボランティアの育成、地域におけるボランティア活動体制の強化などの取り組みをさらに進めていくこと、さらにはNPO活動への支援・促進も必要になっています。

【障がいのない市民】



【参考】障がいのある人等への差別・偏見があると思うか】



《主な取り組み》

①啓発活動の充実

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
理解の啓発推進	市民に障がいや障がいのある人への理解のための情報を、広報紙、ホームページ等への掲載や講演会・研修会等の開催、福祉サマースクールなどによる体験の場を提供し、理解についての普及啓発の推進を図ります。	社会福祉課 保健福祉相談室 子育て支援課 健康課 社会福祉協議会	継続
障害者週間行事の開催	障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害者週間行事の開催に取り組みます。	社会福祉課	継続
職員等の研修機会の充実	職員および教職員を対象とした、障がい・障がいのある人に関する研修への参加の機会を設け、その充実を図ります。	総務課 社会福祉課 教育センター室	継続
障がい者理解の促進 〔再掲〕	小中学校において、障がい者理解のため、ボランティア活動や福祉活動などの充実を図るとともに、障がい者理解の学習や障がいのある人との交流教育を進めるなどの福祉教育を推進します。	学校教育課 教育センター室	継続

②ボランティア、NPO活動の促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
ボランティアセンター活動の強化	ボランティア活動や福祉NPO活動を支援するとともに、ボランティアを必要とする人との間をつなぐボランティアセンターの充実を図ります。	社会福祉協議会	継続
ボランティアの育成	ボランティアセンターなどにおいて障がいのある人とのコミュニケーションの方法、人権擁護意識についての学習等専門的な研修等を行い、多様なニーズに対応できるようボランティアの育成を図ります。また、活動しやすい環境づくりを進めながら、組織的な活動になっていくように支援し、地域に根づいた継続的な活動の促進を図ります。	社会福祉協議会 社会福祉課	継続
ボランティア情報の充実	広報紙『社協しろい』やホームページ、ボランティアセンター情報紙で障がい者ニーズ等の紹介を行い、住民啓発とボランティア登録者の増強を図ります。また、手話・朗読等の障がい者関連の各種講座の開催につき、広く情報提供を図ります。	社会福祉協議会	継続

地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進	地区社会福祉協議会（市内 7 地区）による「いきいきサロン」など、地域の特性を活かした地域ぐるみ福祉ネットワークの促進を図ります。	社会福祉協議会 社会福祉課	継続
--------------------	---	------------------	----

(2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

【現状】

本市では、バリアフリー新法（※通称）や千葉県福祉のまちづくり条例等に基づいて、歩道の段差・勾配改良や視覚障がい者誘導ブロックなどの整備、学校施設の耐震等改修、パトロールによる歩道の点検、鉄道事業者と協力しての白井駅・西白井駅の整備などを図っています。

また、福祉タクシー事業、福祉車両「ゆうあい号」の貸し出し、地域生活支援事業の移動支援事業、社会福祉協議会が行う外出支援サービス、ガイドヘルパー派遣などにより障がいのある人の移動手段の確保を図っているところです。

課題

- 障がいのある人が安全に日々を送り、社会のあらゆる分野に参加し活動するためには、さまざまな物理的障壁（バリア）を取り除いていくこと、またそもそもはじめから障壁をつくらないようなまちづくりを進めていくことが基本的条件となることから、障がいのある人をはじめ「すべての人にやさしいまち」、「誰にでも公平に使用でき、年齢や能力に関わりなくすべての人が住みやすい福祉のまち」づくりを進めていくことが必要です。
- バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点から市内にある建築物、道路、公園、住宅等をみた場合、まだ十分とは言えず、今後も引き続き、千葉県福祉のまちづくり条例および施行規則等の普及に努めるとともに、市全体でバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進を図っていく必要があります。
- ハード面の環境を整備していくこととともに、障がいのある人などの外出・移動手段の整備を推進する“ソフト面”の支援施策も必要とされています。

《主な取り組み》

①外出環境の整備（福祉のまちづくり）

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
都市公園の整備	障がいのある人を含めたすべての人々が、安全、快適に利用できる公園づくりに努めます。	都市計画課	継続
公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	身体障がい者等の自立と積極的な社会参加を支援・促進するため、誰もが利用する建築物において、バリアフリー新法と千葉県福祉のまちづくり条例に基づき身体障がい者等が安全に安心して利用できるような整備を推進します。	管財契約課 教育総務課	継続
民間建築物における福祉的配慮の推進	民間の建設関係事業者によりPRを行うとともに、新設する建築物に関して千葉県福祉のまちづくり条例への適合を要請していきます。	建築指導課	継続
交通安全施設等の整備	障がいのある人や高齢者が道路を安全に通行できるよう、歩道の新設、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、歩道の段差や勾配の改良、音響式信号機等の整備を、関係機関と協力しながら計画的に推進します。	道路課 市民安全課	継続
循環バスの充実	障がいのある人を含めた交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため、循環バスの充実を図ります。	企画政策課	継続
路上放置物等障害物の解消	障がいのある人が歩道を安全に安心して通行できるよう、関係機関と協力して不法占有物の撤去を行うとともに、歩行空間の確保に努めます。	道路課	継続
バリアフリーの商環境づくり	商業施設やそこまでの経路のバリアフリー化を進め、買い物がしやすい環境づくりを進めます。	商工振興課	継続

②住宅バリアフリーの促進

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
住宅増改築相談の実施	障がいのある人が生活しやすいように工夫された住宅の整備を進められるよう、住宅増改築相談の充実と推進に努めます。	建築指導課	継続
住宅改造費助成制度の推進	障がいのある人が在宅で快適に日常生活を営み、自立および介助に適した環境を実現できるよう、浴室、トイレ、廊下等の改造に要する費用の一部を助成し、住環境の充実を図ります。	社会福祉課	継続

(3) 防災・防犯等対策の推進

【現状】

障がいのある人は、災害や犯罪に対してさまざまな不安を抱えていますが、平成 23 年 3 月に発生した「東日本大震災」では、普段からの“避難行動要支援者（災害時要援護者）対策”の重要性が改めて浮き彫りになりました。

また、平成 23 年の障害者基本法改正では、「障害のある人の、消費者としての利益の擁護・増進」に関する規定が盛り込まれました。本市では、「消費生活センター」を設置し、週 5 日、障がいのある人も含めたすべての市民を対象に、消費生活に関する相談への対応・苦情処理などを行っています。

課題

○障がいのある人が住み慣れた地域で安全に、安心して生活できるよう、災害、犯罪等に対する備えを充実させていくことが重要な課題となっています。

○アンケート調査の結果で、災害に備えて必要だと思う対策として、身体障がい者と精神障がい者では「避難先での医療・治療体制の整備」が、知的障がい者では「障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備」が、難病患者では「医療器具や内服薬などの確保」がそれぞれ最も多く挙げられており、重要な課題となっていることがうかがえるため、市の地域防災計画を基本として災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施していくことが必要になっています。

	身体障がい者調査 (総数：791)	知的障がい者調査 (総数：127)	精神障がい者調査 (総数：115)	難病患者調査 (総数：210)
第 1 位	避難先での医療・治療体制の整備 36.4%	障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備 54.3%	避難先での医療・治療体制の整備 33.9%	医療器具や内服薬などの確保 44.3%
第 2 位	地域ぐるみの協力体制の強化 26.4%	障がい者の避難への手助け 35.4%	病気や障がいの特性ごとに対応した安心できる避難場所の整備 27.8%	避難先での治療体制の整備 33.8%
第 3 位	障がい者の避難への手助け 26.0%	—	災害時の心得や地震等に関する知識の普及 24.3%	地域ぐるみの協力体制の強化 29.5%
			地域ぐるみの協力体制の強化 24.3%	
			避難先での病人や障がい者に対応した備蓄 24.3%	

○特に、地域における自主防災組織による対応は災害等の初期段階における重要な要素であり、地域住民の理解と協力を高めるための意識啓発と組織づくりが求められます。

《主な取り組み》

①防災・防犯等対策の推進

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
防災知識の普及	障がいのある人および介助者等の防災に関する知識の普及を図るため、パンフレット、広報紙等による啓発や防災訓練を行います。また、災害時に障がいのある人が安全に避難できるよう、防災訓練への参加の促進を図ります。	市民安全課 社会福祉課	継続
緊急通報体制の整備	消防緊急通信指令システムの活用により緊急時の支援活動および災害時における救援活動が円滑・迅速に実施できるよう、体制の整備に努めます。	社会福祉課 市民安全課	継続
地域防災コミュニティを主体とした地域障がい者支援策の確立	地域の住民がお互いに協力しあい、地域全体の安全を守るという意識の高揚と自発的な防災活動を促進して自主防災組織の設立を図り、福祉関係者、消防機関および自主防災組織等が連携、協力しながら地域内の避難行動要支援者（災害時要援護者）の把握に努め、地域における障がいのある人の救護体制の確立を図ります。	市民安全課 社会福祉課	継続
名簿・「個別支援計画」の作成 重	避難行動要支援者（災害時要援護者）対象者名簿の整備・項目の加除を行います。 また、要支援（要援護）者の個別支援計画の策定を進め、システム改修と合わせて対象者からの同意確認を行います。	市民安全課 関係各課	継続
供給協定の締結	災害発生により被災した障がい・病気のある人等が必要とする医療品や器具等について、関係機関とあらかじめ供給協定の締結等を行い、確保に努めます。	市民安全課 関係各課	継続
避難所における配慮の充実等	障がいのある人が、避難所において、必要な介護やプライバシーの保護を確保できるよう配慮するとともに、仮設住宅への優先的な入居に努めます。 また、災害発生時の、障がいによる要支援者を対象とした福祉避難所の開設を検討し、市内・近隣の障害者支援施設等と協定を締結していきます。	市民安全課 関係各課	継続

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
犯罪被害防止の普及	障がいのある人が犯罪被害に遭わないための知識を習得するために、『なるほど行政講座』などの利用促進を図ります。	社会福祉課	継続

②消費生活相談の実施

施策・事業	内 容	所管課等	実施 区分
「消費生活相談」等の実施	消費生活センターで、窓口での相談の他、電話での相談も受け付ける消費生活相談を継続し、障がいのある人も含めたすべての市民の消費生活全般についての相談や苦情を受け付け、解決を支援します。 また、広報紙、ホームページ、消費者だより等で消費者被害の事例情報、悪質商法の手口等に関する情報、訪問や勧誘による販売やネットショッピング等の留意点等の消費生活に関する情報提供を行うほか、消費者講座を開催します。	商工振興課	継続

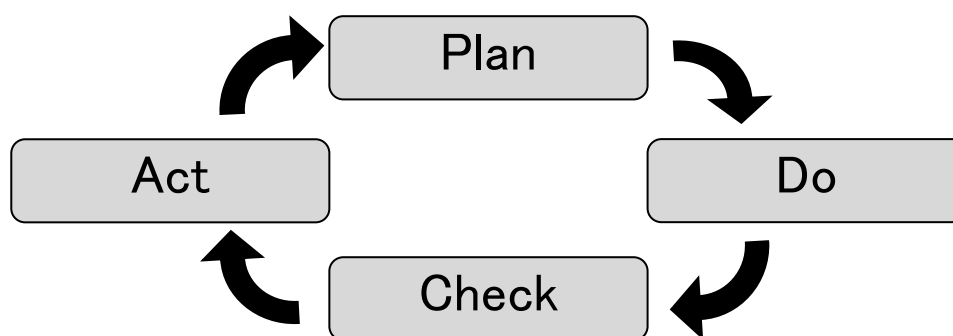
第5章 計画の推進と進行管理

1 推進・進行管理の考え方

(1) PDCAサイクルに基づく進行管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析と評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされており、本計画もこの考え方を基本とします。

PDCAサイクルのイメージ



Plan（計画）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
Do（実行）	計画に基づき活動を実行する
Check（評価）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
Act（改善）	考察に基づき、計画の目標、活動などの見直しを行う

(2) 推進体制の確立

本計画は保健・医療・福祉・教育・労働・交通・まちづくりなど多くの分野の内容を含んでおり、その推進のためには、障がいの内容やライフステージに対応したきめ細やかで一貫した施策を実施できる体制づくり（行政施策の総合化）が不可欠です。

また、障がいの重度化や中途障がい者の増加などに伴い、特に保健・医療・福祉の連携がますます重要になっています。市社会福祉課障がい福祉班の充実・強化を図って保健・医療・福祉の連携体制を強化し、サービスの総合的かつ効果的な提供に努めます。

(3) 関係機関などとの連携

障がいのある人の要望に適切に対応していくため、社会福祉協議会や関係機関・団体などとの連携を強化し、サービスの提供などに努めます。また、施設の整備や利用、総合的・専門的な相談体制の充実など市単独ではなく広域的に取り組んだ方が良いものについては、周辺市町や県などとの連携のもとに取り組んでいきます。

（４）市民の参画

広報活動の充実や福祉・ボランティアなどに関する学習機会の提供などにより、市民の参画を促進します。

（５）地域自立支援協議会による評価

本市では、平成 19 年度に、サービス提供事業者や障がい者団体等の代表者で構成する白井市地域自立支援協議会を設置し、生活支援部会・就労支援部会で分野ごとの情報交換や課題整理、政策提案、さらには全体会での全体調整・全体方針検討などを行っています。

この白井市地域自立支援協議会を活用して本計画の推進状況を確認・評価し、広報紙やホームページ等を通じて市民に公表・報告していきます。

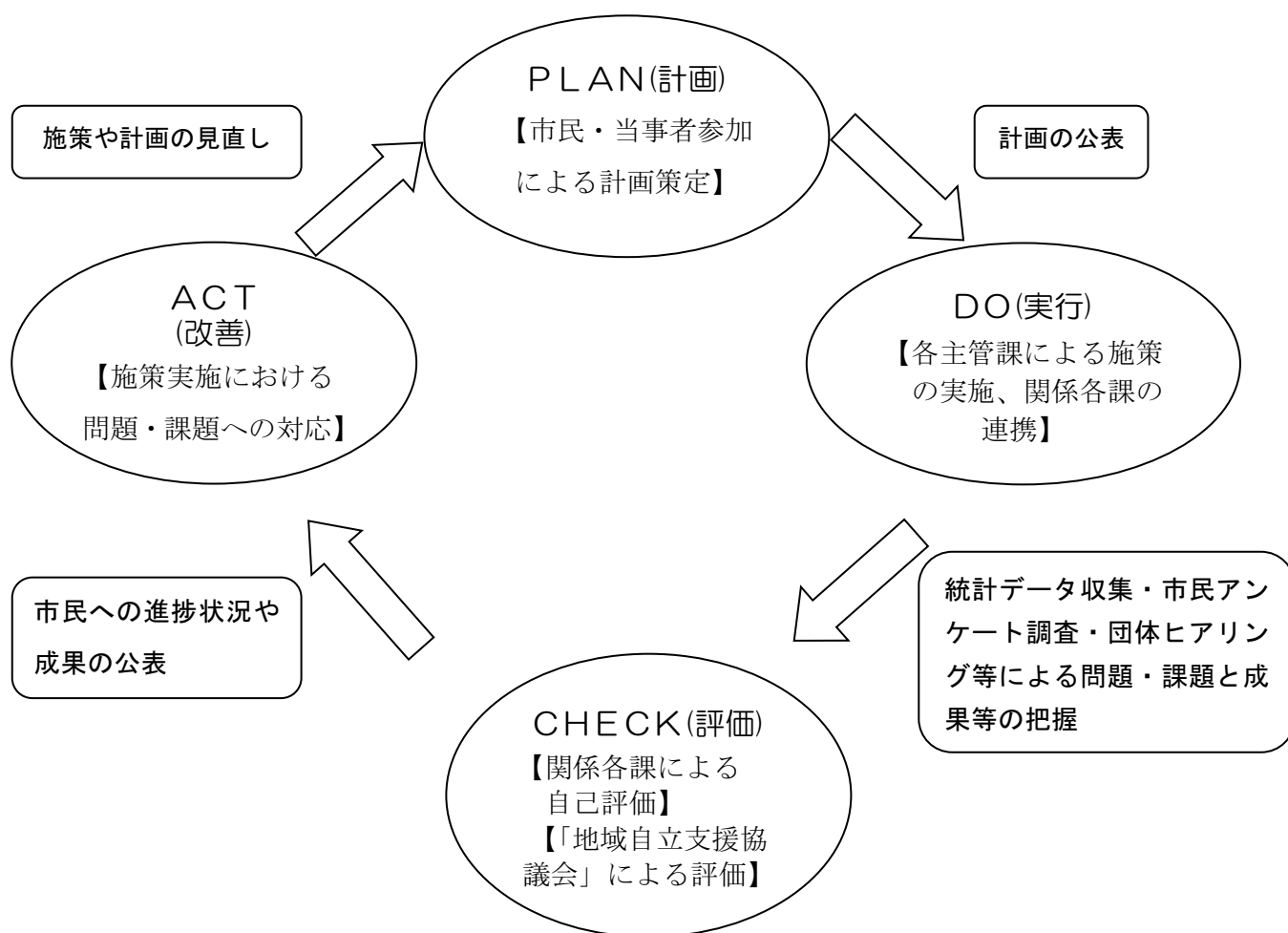
（６）人材の確保と資質の向上

本計画を推進するうえで不可欠となる専門職員をはじめ、手話通訳者、ガイドヘルパー、ボランティアなど福祉的人材の確保・育成に努めるとともに、その資質の向上を図ります。

2 推進・進行管理の具体的内容

本計画の円滑かつ確実な実施を図るため、関係機関等の連携に努めるとともに、計画の進捗状況を確認・評価し、広報紙やホームページ等を通じて市民に公表・報告していくものとします。

計画の進行管理のイメージ図



第6章 付属資料

資料 4 用語の説明

【あ／ア行】

◆ICT（情報通信〔情報コミュニケーション〕技術）

元来は「IT（Information Technology）」という表現で「コンピューターによる情報処理やデータ通信に関する技術」を総称していたが、現在ではそれに「コミュニケーション（Communication）…通信、意思の疎通」が加わり、「ICT」という表現が用いられることが多くなっている。

◆インクルーシブ教育

障害のある子どもを含むすべての子どもに対し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育のこと。「インクルーシブ（Inclusive）」とは、「include（含む、含める）」の形容詞形で、直訳すると「包容する教育」などとなる。

【か／カ行】

◆学習障害（LD）

知的発達に遅れはないものの、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力のうち、特定のものの習得や使用に困難をきたす障害。「LD」は、Learning Disabilitiesの略である。

◆基幹相談支援センター

総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び「成年後見制度利用支援事業」を実施する機関で、具体的な業務は、○身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応、○地域の相談支援の中核的な役割、を基本としつつ地域の実情に応じて実施することとされている。

◆ケアマネジメント

障害のある人の地域における生活を支援するため、当事者の保健・医療・福祉に渡る幅広いニーズと、地域の社会資源によって提供される複数のサービスを適切に結びつけて調整し、総合的かつ継続的なサービス提供体制を確保する援助方法。

◆高機能自閉症

「自閉症」（「他人との社会的関係の形成が困難」、「言葉の発達の遅れ」、「興味や関心が沸く範囲が狭い」等の特徴がみられる行動上の障害）のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

◆高次脳機能障がい

交通事故や転倒等による外傷性脳損傷や、脳血管障害・脳腫瘍等の疾患によって、脳の一部が損傷を受けることにより起こる障がい。「昔のことが思い出せない（記憶障がい）」、「物事に集中できない（注意障がい）」、「状況の変化に対応しながら行動できない（遂行機能障がい）」、「欲求や感情のコントロールができない（社会的行動障がい）」等の症状を伴う。

◆個別支援学級（特別支援学級）

「特別支援学校」の対象でない比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して適切な教育を行う場。小学校、中学校、高等学校および中等教育学校において設けるこ

とができる。

【さ行】

◆支援費制度

それまでの「措置制度」（県や市町村が、サービスの内容・サービスを行う事業者や施設を決定していた）に代わって平成15年4月から新たに開始された障害者福祉サービス利用制度。障害のある人自身が、希望するサービスとそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用した。

◆自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、相談支援事業に携わる人や行政職員、関係団体によって構成される組織。障害のある人がニーズに合わせて適切にサービスを利用するための地域における連携および支援の体制について話し合うことを主な目的とする。

◆成年後見制度

判断能力が不十分な障害のある人や高齢者等について、家庭裁判所によって選任された成年後見人（保佐人・補助人）が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、本人が法律上の不利益を被らないように支援する制度。

◆整備法

正式名称は「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」で、平成22年12月10日に公布され、同日および平成23年10月1日に一部が施行され、平成24年4月1日までにすべて施行された。

【た行】

◆注意欠陥／多動性障害（ADHD）

発達障害の一種で、年齢または発達に不釣り合いな注意力・衝動性・多動性等により、社会的な活動や学業等の機能に支障をきたす行動の障害。「ADHD」は、Attention Deficit / Hyperactivity Disorderの略である。

◆特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された教育制度で、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの必要に応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

【な／ナ行】

◆難病

①原因不明で治療方法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれがある疾病、②経過が慢性に渡り、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のこと。（※厚労省「難病対策要綱」での定義）

◆日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

利用者本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの利用援助（情報提供、助言、手続きの援助など）や日常的な金銭管理などのサービスを受けることができ

る制度。「成年後見制度」の補完的な性格を持つ。

◆日常生活用具

障害のある人の日常生活の便宜を図るための用具。特殊寝台、特殊マット、ストーマ（人工肛門及び人口膀胱）装具等が該当する。

◆ノーマライゼーション

「障害の有無に関係なく、すべての人達が社会の一員として共生できるための社会基盤をつくる」という考え方。

【は／ハ行】

◆発達障がい

遺伝等の諸要因により、主に低年齢の時期にかけて発達の遅れが発現する障がい。発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）」等を発達障害として定義づけている。

◆バリアフリー

障害のある人や高齢者等にとって障壁（バリア）となるものを取り除き、快適な生活が送れる社会をめざす、という考え方。現在は、道路や施設の段差等の物理的な障壁だけでなく、社会的・制度的・心理的な障壁を取り除くという意味でも用いられている。

◆福祉のまちづくり

高齢者や障害のある人をはじめとしてすべての人が安心して生活し、自由に行動し、平等に参加できる社会をつくりあげることを目指すもので、具体的には高齢者や障害のある人などが安全・快適に利用しやすい施設の整備など物理的な対応を主な内容とする。千葉県を含む各都道府県で「福祉のまち(街)づくり条例」が制定され、市町村にも責務が課されている。

◆法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて民間企業・地方公共団体等に対して定められた、障害のある人の雇用割合のこと。一般の民間企業（常用労働者数50人以上の企業）は2.0%、国・地方公共団体は2.3%に相当する数以上の障害のある人を雇用することが義務づけられている。

【ヤ行】

◆ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無等にかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインする、という考え方。その対象となるものは、施設や製品だけでなく、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐に渡る。

「バリアフリー」がもともとあったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の対策として性別や年齢、障害の有無にかかわらずすべての人にとって安全で快適、使いやすいことをめざす考え方のことを言う。

【ら行】

◆療育

「障害のある子どもの治療と教育（保育）」を意味する言葉で、障害の軽減や進行の予防、発達支援、日常生活動作の訓練等を通じて社会性を身に付けるための援助を行うこと。

白井市障害者計画(素案)に対する意見

ページ	項目	意見	対応
P5	白井市地域福祉計画との関係	地域福祉計画は基幹計画となり、障害者計画の上位計画である。地域福祉計画の中に障害者に関する事項が薄い。	(「地域福祉計画」の)担当者に要望を伝える。
	アンケート調査結果の要点 (2)情報収集・相談に際して困ること	精神障害者も困っているので関連事項として、福祉サービスの利用に際し困っている。どのようなサービスがあるかわからなサービス利用に際して、相談相手がいない のパーセンテージを入れてほしい。	当該質問はあくまで「情報収集や悩み事などの相談の際に困ること」についてのものであるとの、ご意見の主旨をいかして参考記述を加筆した。
	(2)情報収集・相談に際して困ること	要点をまとめるなら、障害全体を考えて求めてほしい。身体、知的のみ、類似調査項目から載せるか((精神・難病)	上記「2」ご参照。
P10	(2)近年の障がい者の(児)の傾向 精神障がい	22年度と比べて100人近く増加に22年度の約1.倍に増加しているを加える	ご意見の通り加筆した。
P15	人権を損ねた扱いを受けた経験	精神障害について載せる。	既に8・28修正素案で掲載済み。
P15	(6)人権を損なう扱いを受けた経験	精神を入れる。	(上記「3」と同じ。)
P22	基本目標1 ④	知的障害者を削除	削除すると内容が曖昧になるため、原案通りとする。
	基本目標2 ①	地域の中で「社会に参加しながら」を加え、「社会参加を可能にする前提として」を削除	ご要望の通り修正した。
P22	計画の基本目標 基本目標の③	次の3つとしの前に、「前計画に引き続き」を入れる。 「障害者支援施設の整備」を務めるの前に入れる。	「基本目標」については、厳密には前計画を引き継いだものではない。(例:今回は「地域自立生活支援」と、「自立」という概念が加わっている。)
P23	計画の基本的視点	地域福祉計画と障害者計画の目標が同じという意見	地域福祉計画から見た時の障害者計画の推進の視点を記載している
P23	3 計画の基本的視点	「基本理念」を「目標像」に改める。	ご指摘の通り修正した。
P25	第4章の現状と課題	現状と課題は分けて明確にした方がよい	記載方法を検討し、現状と課題を分割した。
P28	訪問相談体制の充実	「福祉作業所」を「障がい者が通所する支援事業所」に改める。	ご意見の通り修正した。
P28	相談	一般相談についての記載	既に8・28修正素案で掲載済み。
P29	サービス情報の周知	相談事業所でのパンフの配布が入ってもいいのでは	市の取り組みについて記載することとした。
P30	下から9行目の保健福祉センター	「保健福祉センター」は「市」ではないのか	当該箇所は、市の諸機関の中でも「保健福祉センター」であることを明示したいため、原案通りとする。
P31	日常生活自立支援事業	内容が分からない、用語集に入れるか注意書きが必要	巻末の付属資料の一つとして「用語集」が入る。
	まちづくりへの参画の促進	障害者支援事業所の参加も必要ではないか	ご指摘の通り「障害者支援事業所」を加筆した。

ページ	項目	意見	対応
P34	地域生活支援拠点の整備	具体的内容がイメージできない。	これは国の指示に基づいて実施する整備であるが、国がこれ以上の具体的内容をまだ示していない。
	地域生活支援拠点の整備	整備時期を「平成 年度を目途として整備を進める」など目標時期を明示する。	目標時期を明示するのは「(第4期)障害福祉計画」の役割であり、平成29年度までを計画期間とする同計画に「1か所を整備」と明記されているため、当該箇所は原案通りとする。
P35	なおがき	詳細・具体的内容については記載しないこととしますを「概要について記載するに止め」に改め、指定障害福祉サービスの概要と推進方策を表形式で整理してはどうか。	「指定障害福祉サービス」のみ載せると「『地域生活支援事業』等はなぜ掲載しないのか」といった疑問が出ることが想定され、また両者について載せるとかなりの紙幅を取ってしまうことになる。当計画の計画期間は第7期障害福祉計画までをカバーしており、各期の推進方策を列記するのは両計画の役割分担の意味が無くなるため、当該箇所は多少の表現の修正を加えるほか原案通りとする。
P35	第4期障害福祉計画に入っていない。障害者計画で確保の方策をいれることになっている。	福祉サービス確保の方策を具体的に入れる	重点取り組みを第3章に記載しました。
P36	下から4行目	専門的医療を必要とするのは、知的障がい者や難病患者ばかりではないので「知的障がい者などでは」を「日常の医療や……」の前に加え「知的障がい者、難病患者……必要不可欠であると同時に」を削除する。	ご要望の主旨をいかし、「知的障がい者、難病患者では」等を削除して修正した。
P36		精神疾患に係る医療機関の誘致	医療にかかるサービスは、相談等を受け医療機関につなげることにしました。
P42	下から7行目	ぼけっと、第2ぼけっとを正式名称にする。	ご指摘の通り修正した。
P42	下から6行目	「活動環境の一層の充実を図っていく」の後に「とともに新たな事業所の開設を促す施策が必要です」を加える。	ほぼご要望通りに加筆した。
P42	就労の支援・促進 現状と課題	市は就労支援員を雇用し就労を支援している。 現状としてどういう機能があり、今後の課題の書き込みはしないのか 課題として、就労移行支援施設が必要でること 優先調達法については、実績を記載する。	就労支援員の機能など具体的書き込みはしないこととした。 就労移行支援事業施設の文言は入っていないが、就労・生活支援機能の整備と記載した。 優先調達法の実績は毎年公表していることから記載しないこととした。

ページ	項目	意見	対応
P43	就労・生活支援機能の整備 一般就労の支援	相談機能の充実も必要だが、具体的支援も必要 就労支援員の活用を入れる	ご意見を具体的事業の推進の際に反映する。
P44	就労支援体制の図	白井市の就労支援員の位置付けを入れる 支援機関の下地域活動支援センターと 福祉的就労の地域活動支援センターは同じものか 点線の矢印は、就労移行支援事業所から出て 福祉的就労、一般就労が矢印先になるのではないか	「支援機関」の地域活動支援センターは「地域生活支援センター」であり、旧作業所のセンターとはここでは同じものではない。 点線の矢印は、残念ながら一般就労から練習段階へ戻ってしまう“再挑戦”の流れを示すものであるため、原案通りとなる。
P46	障害者家族への支援はどこに入るのか		ここでは、家族会に対する支援を記載しました。
P47	左側のグラフ	「身体障がい者」ではなく「障がいのない市民」ではないか	ご指摘の通り修正した。
P48	ボランティア・NPO活動の促進	人権擁護意識に係る研修が必要	ボランティアの育成事業に加筆
P53	避難所における配慮の充実	福祉避難所の整備についての記載	既に8・28修正素案で加筆済み。

今後の障害者計画策定スケジュール

11月			12月			1月			2月			3月		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
	策定委員会(11/16) 障害者計画素案について		議会通知(パブコメ実施)				庁内策定委員会 パブコメ対応及び 計画(案)について					庁内策定委員会 障害者計画について		
				パブリックコメント(15日から3週間)			調整会議(1/14) パブコメ対応及び 計画(案)について						策定委員会(3/14) 障害者計画について	
	政策会議 (11/19) 障害者計画素案について パブリックコメントの実施について			広報しろい(パブコメ)12/15号					策定委員会(2/8) パブコメ対応及び 計画(案)について					
							政策会議 パブコメ対応及び 計画(案)について							